
第2次みどり市総合計画

前期基本計画の進捗状況について

【平成30年度～令和2年度】

【 目 次 】

◆ 第2次みどり市総合計画前期基本計画進捗状況の概要	P	1
----------------------------	---	---

◆ 第2次みどり市総合計画前期基本計画 各施策の状況		
----------------------------	--	--

番号	基本政策	番号	施 策		
1	健やかに生きる安心 のまちづくり	1	健康づくりの推進	P	2
		2	地域福祉の充実	P	4
		3	高齢者福祉の充実	P	6
		4	障がい者福祉の充実	P	8
		5	子育て支援の充実	P	10
		6	社会保障制度による生活支援	P	12
2	人を育て文化をはぐ くむまちづくり	1	生涯学習の推進	P	14
		2	教育の充実	P	16
		3	文化財の保護と活用	P	20
		4	市民スポーツの充実	P	22
3	安全で安心して生活 できるまちづくり	1	生活環境の向上	P	24
		2	自然環境の保全	P	26
		3	安全な暮らしの推進	P	28
		4	防災・減災対策の推進	P	30
4	潤いある快適な まちづくり	1	水道水の安定供給と汚水処理の推進	P	32
		2	公共交通の充実	P	36
5	質の高い利便性ある まちづくり	1	特色あるまちづくりの推進	P	38
		2	道路の整備と浸水対策の推進	P	40
		3	住宅・土地の利活用促進	P	42
6	にぎわいと活力ある まちづくり	1	農林業の振興	P	44
		2	商工業の振興	P	46
		3	魅力ある観光地づくり	P	48
7	市民と行政が協働し てまちをつくる	1	市民活動の推進	P	50
		2	人権尊重の推進	P	52
		3	開かれた市政の推進と効果的な情報発信	P	54
8	自立した都市経営を 実現する	1	健全な行政運営	P	56
		2	持続可能な財政運営	P	60

◆ 【参考データ】 みどり市の人口概要	P	63
---------------------	---	----

第2次みどり市総合計画前期基本計画進捗状況の概要

〈概要〉

- ・ 現行の総合計画における 27 の施策ごとに、成果指標の進捗状況を示すとともに、前期基本計画 3 年間の総合評価や、主な取組内容、課題や今後の方向性について自己分析を行いました。
- ・ 資料に記載された施策、基本事業における令和 2 年度実績値の目標達成状況（令和 4 年度目標値）は下表のとおりです。

〈評価の総括〉

- ・ 令和 2 年度末時点における総合計画目標値の達成状況は、施策で 45.9%、基本事業で 35.4% となり、達成状況は前年度と大きな変化はないものの、実績値を前年度と比較すると、順調に成果を上げた指標が減少し、不調であった指標が増加しています。
- ・ 令和 2 年度については、新型コロナウイルスの感染拡大により、施設の利用者数や社会活動等への参加者数など、人流に影響を受ける成果指標が大きく低下し、基本政策 1 [保健・医療・福祉]、基本政策 2 [教育・文化]、基本政策 4 [生活基盤]、基本政策 6 [産業経済] の各分野において大きな影響が見られました。
- ・ 施策の成果指標について、目標値の達成には至らないものの、「未確定その他」を除く 37 の成果指標のうち、25 の指標（約 67.5%）が基準値（平成 28 年）から向上しており、計画全体としては前進しているものと考えます。

政策	施策								基本事業							
	指標数	達成	未達成				未確定 その他	達成率	指標数	達成	未達成				未確定 その他	達成率
			高	中	低	基準値 下回る					高	中	低	基準値 下回る		
1 健やかに生きる安心のまちづくり	6	2	0	1	0	3	-	33.3%	38	10	3	2	6	12	5	30.3%
2 人を育て文化をはぐむまちづくり	6	1	0	0	2	3	-	16.7%	35	10	2	2	2	18	1	29.4%
3 安全で安心して生活できるまちづくり	5	3	0	1	1	0	-	60.0%	29	12	1	0	5	11	-	41.4%
4 潤いある快適なまちづくり	4	0	0	1	0	2	1	0.0%	8	3	0	2	0	3	-	37.5%
5 質の高い利便性あるまちづくり	4	3	0	1	0	0	-	75.0%	12	3	1	1	4	3	-	25.0%
6 にぎわいと活力あるまちづくり	5	3	0	0	0	2	-	60.0%	21	6	0	1	4	10	-	28.6%
7 市民と行政が協働してまちをつくる	3	1	0	0	0	2	-	33.3%	13	5	0	0	0	6	2	45.5%
8 自立した都市経営を実現する	5	4	0	1	0	0	-	80.0%	11	7	2	0	0	1	1	70.0%
総計	38	17	0	5	3	12	1	45.9%	167	56	9	8	21	64	9	35.4%

※達成率は「達成／（指標数－未確定その他）」で算出

【達成】実績値(R2)が目標値(R4)を達成

【未達成：中】実績値が目標値の 30%～70%未満の達成状況

【基準値を下回る】実績値が基準値(H28)を下回っている

【未達成：高】実績値が目標値の 70%～100%未満の達成状況

【未達成：低】実績値が目標値の 0%～30%未満の達成状況

[基本政策]	
1	健やかに生きる安心のまちづくり(保健・医療・福祉)
[施策]	
1	健康づくりの推進
[施策のめざす姿]	
心身ともに健康な生活を送ることができます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
01	—	健康だと思う人の割合	%	78	76.1	79.3	77.8			85	
01	01	健康のために実践している平均項目数	項目	4.7	4.7	4.8	4.8			7	
01	01	成人を対象とする各種検診(健診)の受診率	%	35.5	27	24.8	10.6			38	
01	01	要精密検査者の精密検査受診率	%	92.8	88.1	89.9	89.8			95	
01	02	育児力をもっている保護者の割合	%	65.2	62.8	69.8	67.8			68	
01	02	健診(1歳6か月児・3歳児)受診率	%	95.2	97.6	96.3	98.1			98	○
01	03	かかりつけ医(内科・外科等の医療機関)を持つ市民の割合	%	74.5	71.4	75.9	75.8			80	
01	03	かかりつけ医(歯科)を持つ市民の割合	%	77.7	67.9	71.3	80.7			80	○

■施策の総合評価

目標達成は、「健診(1歳6か月児・3歳児)受診率」と「かかりつけ医(歯科)を持つ市民の割合」の2項目だけでしたが、「育児力をもっている保護者の割合」「かかりつけ医(内科・外科等の医療機関)を持つ市民の割合」など、もう一息という項目もみられました。

一方で「成人を対象とする各種検診(健診)の受診率」のように目標値に全く届かない項目もあります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延も影響して、受診控えをした方も多く見受けられました。精密検査の受診勧奨を行う中でも蔓延状況の中での受診を不安に感じるとの声も聞かれました。今後も早期発見・早期治療の機会を逃してしまわぬよう、コロナ禍でも健診受診の必要性を繰り返し周知していきます。

市民1人ひとりが、健康や疾病予防への関心を高め、自ら健康づくりに取り組み、健康的な生活を送れるよう、健診(検診)の受診勧奨や健康教育、保健指導等を通して支援していく必要があります。また、子どもが健やかに成長発達していくため、保護者の不安に寄り添い、きめ細やかな支援を継続していきます。

■ 主な取組

1. 成人保健の充実

○生涯元気に暮らせるまちづくりを目指して、平成29年度から活動量計を用いたウォーキング事業「元気プロジェクト」を開始しました。市民の運動習慣の定着や生活習慣病予防、健康寿命の延伸を推進するため、令和2年度からはポイント制や見守りウォーキングを導入し、活動を広げています。令和3年11月末時点では648人の市民が参加し、「あるくまちみどり」を実践しています。

○疾病の早期発見・早期治療のため、各種がん検診や健康診査を実施しています。検診の受けにくさを解消するため、個別検診の拡充や複数の検診の同時実施、検診時期の変更、予約制の導入、託児の実施など受診率の向上を図っています。検診の精度を高めるため令和2年度からは胃がん検診（内視鏡検査）を開始しました。

2. 母子保健の充実

○妊産婦及び乳幼児の健康の保持や、出産・育児に対する不安を軽減するため、令和2年度から子育て世代包括支援センターを開設し、対象者に寄り添い継続した支援を提供するための体制整備を行いました。

○乳幼児健康診査については、地域の母子保健推進員が訪問して案内通知を配布する等の受診勧奨を積極的に行っています。

令和2年度 受診率98.1%

○令和2年度より、妊娠中から産後間もない時期の支援のため、不育症治療費助成事業、産婦健康診査事業、産後ケア事業、母乳育児推進事業を開始しました。

○令和3年度より、早産リスクを軽減し、出産後の育児におけるむし歯予防の意識啓発のため、妊婦歯科健診事業を開始しました。

■ 課題と今後の方向性

○成人保健の各種検診受診率が減少しており、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響も大きく半減しています。令和4年度目標の38%達成に向けて、新たな対策を検討しながら引き続き取り組んでいく必要があります。

○「元気プロジェクト」は、市民の日常生活における活動量を増やし、健康づくりをサポートするとともに生きがいや地域住民のつながりを創出し、“人もまちも元気にしていく”プロジェクトとして発展させ、継続していきます。さらに健康寿命の延伸や社会保障費の抑制へ寄与できるよう参加者を増やしていく必要があります。

○核家族や共働き家族の増加は、子育ての孤立化や不安を招きやすくなります。妊娠期から不安や悩みを気軽に相談でき、安心して子育てが行える支援体制の充実を図っていく必要があります。

[基本政策]	
1	健やかに生きる安心のまちづくり(保健・医療・福祉)
[施策]	
2	地域福祉の充実
[施策のめざす姿]	
地域の支え合いにより、安心して暮らすことができます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
02	—	地域で支え合っていると思う市民の割合	%	63.2	60.5	62	61.9			68	
02	01	地域の福祉活動に参加している市民の割合	%	22	24.6	24.7	21.4			25	
02	01	福祉の担い手・団体数	団体	42	46	35	28			48	
02	01	福祉活動の担い手醸成のための取組数	事業	62	63	63	0	コロナにより中止		65	
02	02	各行政区で展開している地域福祉事業数	事業	127	139	115	38			135	

■施策の総合評価

地域福祉の充実については、成果指標の「地域で支え合っていると思う市民の割合」、「地域の福祉活動に参加している市民の割合」、「福祉活動の担い手醸成のための取組数」は各種指数について全体的に向上傾向にあり順調に推移していたと考えます。

市民が安心して生活を送るためには、地域でお互いが支え合える環境が不可欠であり、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに作るための体制づくり、近年の社会課題である福祉ニーズの多様化への対応に向け、各地区や社会福祉協議会の実施する事業による地域福祉の担い手育成に力を入れてきたことが成果向上につながったものと考えます。

コロナ禍により、地域での事業や人との関わりを減らしているため、当初定めた目標が達成できない指標もありますが、令和4年度の目標値に向け地域の活動や社会福祉協議会が実施する事業への支援等行っていきたいと考えます。

■主な取組

1. 地域福祉の充実

〇地域住民の暮らしを支援する立場としての民生委員・児童委員は、相談・支援、みまもり活動、地域福祉活動を行っています。加えて、地域住民の困りごとを行政につなぐパイプ役も担っています。福祉サービス等を熟知するため、みどり市出前サービス等活用した研修会の開催も実施しています

外部講師やみどり市どこでも出前講座を活用した全体研修会の他、委員会に分かれての研修会も行っています。

・相談支援件数 令和2年度 880件 活動日数 令和2年度7,123日

○犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生、犯罪のない地域社会を築くため、各種事業を通じて広く市民の方々に「社会を明るくする運動」を推進しています。

活動：更生保護メッセージの伝達、研修会、ミニ集会など実施することで、地域の人たちの理解が深まりました。

研修会参加者数 R2:11名(縮小開催)R1:91名、ミニ集会 参加者数R2:88名(縮小開催)R1:280名
小中学生への啓発：作文コンテスト 参加者数R2:9人(コロナ禍のため応募数が限られました)、R1:226人

○新型コロナウイルス感染症対策給付金事業として、令和2年度に特別定額給付金事業を実施しました。

・対象件数:20,944件、申請件数:20,891件、未申請件数:53件、申請率:99.75%、給付済件数:20,886件
給付率:99.72%

2. 地域福祉活動の活発化

○温泉施設かたくりの湯は、施設の利便性の一層の向上のため、平成31年4月から夏時間冬時間の別をなくしました(開館時間10時～21時)。このため、平成31年度は前年度に比べ1日あたりの利用者数が増加しました。

・利用者数1日平均 H30:418人→R1:426人

○平成31年4月1日より、障がい者の利用に際し、利便性の一層の向上のため、介助者1名分を障がい者と同額に改正しました。

・利用状況 令和2年度:開館日数185日、利用者数17,479人(内、市内利用者17,479人)

○現在、新たな温泉施設建設に向け、基本計画を作成するなど準備を進めています。

○みどり市の戦没者に哀悼の意を表し、平和を享受できる幸せと恒久平和を祈念するため、戦没者追悼式を開催しています。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は縮小開催、令和3年度は中止になりました。

○厚生会館は、住民の福祉の向上、市民活動を推進する地域施設として施設運営を行い、市民活動と地域福祉の向上に努めています。

・利用状況 令和2年度:開館日数193日、利用人数5,646人 利用団体60団体

99. 施策の総合推進

○新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、市民に必要な医療・福祉サービスを継続して支えていただいている現場従事者の方々へ感謝の気持ちを表し、応援金(5,000円)を給付しました。

・支給人数 2,944人(医療 1,095人、介護 1,124人、障害 299人、児童 426人)

■課題と今後の方向性

○地域の福祉活動に参加している市民の割合は、「まちづくり市民アンケート」の結果をみると、若干減少しています(24.7%から21.4%)。

より多くの人に参加してもらうことが地域福祉意識の醸成や担い手の育成につながるため、働きかけが重要と考えます。

○福祉の担い手や団体数の登録は減少しています。ボランティア支援業務は社会福祉協議会がおこなっているため、より積極的な活動を実施してもらえるよう、社会福祉協議会及び社会福祉協議会を通じて地域へ働きかけを行っていきます。

○コロナ禍で、人との接触を避ける状況が強くなった事も福祉の担い手・団体数減少の要因のひとつと考えます。コロナ禍が落ち着いてから地域での活動を積極的に行ってもらえるよう、呼びかけや活動しやすい体制づくりを考えていきます。

○自主的な社会福祉活動を推進するため、社会福祉活動団体の運営に対し補助事業を行っていますが、地域での福祉の担い手として、積極的に活躍してもらえるよう働きかけが不足しているため、今後行っていくます。

[基本政策]	
1	健やかに生きる安心のまちづくり(保健・医療・福祉)
[施策]	
3	高齢者福祉の充実
[施策のめざす姿]	
安心して自立した生活を維持することができ、住み慣れた地域で生活し続けることができます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
03	—	高齢者の自立割合	%	81.8	81.9	82.1	82.1			82.3	
03	—	在宅生活をし続けている要介護1～3の高齢者の割合	%	86.3	86.9	87.5	87.6			87.2	○
03	01	一般介護予防事業(介護予防教室等)参加者数	人	3,536	3,232	3,098	115			4,400	
03	01	介護予防に取り組んでいる高齢者割合	%	55.8	56.1	61.7	65.9			70	
03	01	新規要支援・要介護者の割合	%	3.02	3.52	3.29	3.5			4.8	
03	02	在宅福祉サービス延べ利用者数	人	1,299	1,400	1,337	1,137			1,350	
03	03	生きがいを持っている高齢者割合	%	82.5	80.9	81.2	79.6			90	
03	04	居宅サービス利用率	%	65.1	66.2	66.9	67.6			67.1	
03	04	要介護4以上の特別養護老人ホーム待機者数	人	38	31	30	23			27	○
03	05	介護保険料収納率(現年度)	%	98.8	99.1	99.2	99.2			98.9	○

※目標達成欄に斜線が記載されている指標は、社会情勢等の変化による影響が指標値の増減に大きく影響すると考えられるため、数値の向上や低下を目標としない指標となります。

■施策の総合評価

介護予防に取り組んでいる高齢者割合が年々上昇しており、「介護予防」という言葉が徐々に高齢者に浸透していることが伺えます。介護予防教室や通所型サービスC事業を実施し、新たに要介護状態にならないよう介護予防の取り組みを継続して支援していきます。

コロナ禍において、重症化リスクのある高齢者を対象とした社会参加や生きがい活動を推進することは困難な状況でした。既存事業を見直し、効果が見込まれる内容に変更するなどの対応を検討します。高齢化が進む中で、高齢者の自立割合や在宅生活をし続けている高齢者割合が向上していることから、自立した生活の支援体制の充実が図られているものと考えます。

施策の達成に向けては、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」を切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を引き続き推進し、加えて介護予防事業や重度化防止の事業を重点的に実施し、高齢者が生き生きと自立した生活が継続できるよう、地域住民、ボランティアなど地域全体で支えていく共助の基盤づくりを進めることも重要であると考えます。

■主な取組

1. 総合的な介護予防体制の充実

○介護予防知識の普及啓発や健康支援、引きこもり防止等を目的とし、民生委員児童委員、老人クラブ等と連携を図り、各地区公民館を主な実施会場とし、介護予防教室を実施しています。

○口腔機能低下予防を目的とし、平成30年度から桐生市歯科医師会及び太田新田歯科医師会へ委託し、登録歯科医院にて「口から健康プログラム」を実施しています。

2. 自立した生活の支援体制の充実

○要介護状態になるおそれの高い状態にある65歳以上の高齢者の生活機能の維持向上を図るため、保健や医療などの専門的な複合型プログラム(運動・栄養・口腔)を取り入れ、要介護状態または要支援状態に陥ることを防ぎ、できる限り健康で自立した生活が継続できるよう支援するため、令和元年度から「通所型サービスC事業」を実施しています。

○互助の理念に基づき、地域において市民等により実施されるボランティア活動を通して、高齢者等の日常生活の支援を行うための「安心支援事業」を令和元年度から市内全域で実施しています。(平成30年度までは、モデル地区のみ実施)

○認知症高齢者、その家族、地域住民、認知症に関し専門的な知識を有する人たちが交流、情報交換、相談、地域における認知症に関する知識の普及啓発を行うための拠点「認知症カフェ」を推進するため、令和元年度から運営団体に対して補助金を交付しています。

○認知症による徘徊対策として、令和元年度から、わらべ工房で作成した身分証明ストラップを希望するひとり暮らし高齢者へ配布しています。また、徘徊した高齢者の早期発見と安全の確保に役立て、介護する家族の精神的かつ経済的負担の軽減を図るため、令和3年度からGPS徘徊高齢者探知システム費用の補助を行っています。

○高齢者の自立した生活の継続や生活の質の向上に向け、多職種協働により、多角的な視点から有効な支援方法などを検討し、介護支援専門員のケアマネジメントの実践力向上や地域における多職種のネットワークの強化を図るため、令和2年度から「自立支援型地域ケア個別会議」を開催しています。

3. 社会参加と生きがい活動の推進

○高齢者が住み慣れた地域で楽しく健康で生き生きとした生活を送れるようにするための活動を行う団体に対して活動費を助成し、高齢者が地域での活動に参加しやすい環境整備を推進しています。

○高齢者を敬い、長寿を祝うため、敬老祝金を支給しています。

80歳 1万円、81～89歳 5千円、90歳 2万円、91～99歳 1万円、100歳以上 3万円、100歳到達時 20万円

4. 地域に根ざした介護体制の確立

○要介護認定被保険者の介護サービス利用における、利用者の疑問や不満及び不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図ることを目的として、介護相談員を設置しています。

5. 健全・公平な介護保険事業の運営

○介護保険事業費の23%を賄う第1号被保険者の介護保険料を試算し、賦課・徴収しています。

【第7期(H30～R2)】月額5,750円

【第8期(R3～R5)】月額5,800円

■課題と今後の方向性

○一般介護予防事業(介護予防教室等)について、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を中止したこともあり参加者数が減少しています。感染拡大中も事業を止めることなく個別対応を行ってきましたが、今後、感染状況が落ち着いてきたときには、感染対策を講じ、高齢者が安心して参加できる体制を構築するとともに、参加勧奨を行っていく必要があります。

○生きがいを持っている高齢者割合が上昇していません。新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛、交流機会の制限などにより、社会参加へ消極的になっていることが考えられます。ワクチン接種が進む中で日常生活を回復するために、感染症対策に対する正しい知識の伝達や、家に閉じこもっている高齢者に対する意識付けを行うなど、生きがい対策を進めていく必要があります。

[基本政策]	
1	健やかに生きる安心のまちづくり(保健・医療・福祉)
[施策]	
4	障がい者福祉の充実
[施策のめざす姿]	
地域生活の中で、健やかに安心して生活ができる環境が整います。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
04	—	在宅生活している65歳未満の障がい者割合	%	95.3	93.2	93	93.2			96.2	
04	01	企業の障がい者雇用率	%	1.61	2.09	1.84	2.01			2.2	
04	01	自立支援給付を利用して地域生活している人数	人	357	401	410	438			540	
04	01	外出や交流などコミュニケーションの場への参加者数	人	8,319	8,585	8,717	8,418			9,200	
04	02	こども支援部会でライフステージを踏まえた継続的連携支援を行っている人数	人	387	472	312	209			500	
04	02	児童発達支援等の療育サービスを受けている子ども数	人	3,922	9,533	11,806	14,105			9,200	○

※目標達成欄に斜線が記載されている指標は、社会情勢等の変化による影響が指標値の増減に大きく影響すると考えられるため、数値の向上や低下を目標としない指標となります。

■施策の総合評価

「障がい福祉サービスの充実」では、「在宅生活している65歳未満の障がい者割合」は横ばいとなっています。

「企業の障がい者雇用率」は令和元年度から令和2年度にかけて0.17%増加しています。引き続き、就労に向けた支援や就労支援部会での協議や企業への働きかけ等雇用の向上に努める必要があります。

「自立支援給付を利用して地域生活している人数」は微増し、障がい福祉サービスの給付費は年々増加している状況です。障がいの理解が進み、障がい福祉施策の推進や相談支援の充実により、サービスにつながりやすくなっているものと考えます。

「外出や交流などコミュニケーションの場への参加者数」は、移動支援事業や地域活動支援センター事業・デイサービス事業などにより令和元年度までは増加傾向にありましたが、令和2年度には減少しています。その理由として、新型コロナウイルス感染拡大の状況により外出が自粛され、余暇活動等を行う機会が減ったことが考えられます。障がいをもつ方やご家族の生活が制限され、不安や負担が増加することを防ぐため、障がい福祉サービスについては、最大限の感染防止対策を講じて、事業所と連携しながら継続したサービスの提供に努めています。

令和3年度に組織改編を行った「みどり市障がい者地域支援協議会」を軸とし、地域生活支援拠点等の整備を推進しながら、地域移行につなげ、地域での生活がより暮らしやすいものになるよう障がい福祉の充実を図ります。

■主な取組

1. 障がい福祉サービスの充実

○令和2年10月に「みどり市障がい者基幹相談支援センター」を社会福祉課内に設置し、専門的かつ総合的な相談支援を行っています。また、委託相談支援事業所4か所で相談支援事業を実施しています。

実績：基幹相談支援センター相談件数 令和2年度195件

委託相談支援事業所相談件数 令和3年度8,565件/令和2年度6,504件/令和元年度6,963件

○令和3年度に基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員や市内事業所への研修会を開催し、支援者のスキルの向上や多様化する障がいへの理解を深めました。

実績：①相談支援専門員基礎研修②強度行動障がい研修

○令和3年度に「みどり市障がい者地域支援協議会」の組織改編を行い、構成員に当事者を含む市民を加え、意思決定機関としての役割を持つ協議会を充実させ、障がい福祉支援体制の整備に取り組んでいます。

○入浴が困難な方の自宅へ移動入浴車を派遣し、居宅において入浴サービスを提供する「訪問入浴サービス事業」を再開し、障がい福祉サービスの充実を図りました。 実績(令和2年度)：17回

○コロナ禍において障がいをお持ちの方やご家族が安心して生活できるように、地域活動支援センター及び障害者デイサービスセンターで感染防止対策を講じながら事業を実施し、継続的な支援に努めました。

○新型コロナウイルス感染拡大に伴う受入体制強化のために、地域活動支援センター及び日中一時支援事業所に対し、衛生用品の配布を行いました。 実績(令和2年度)：市内5事業所へマスクや消毒液等を配布計 258,638円

○令和2年度に、新型コロナワクチンを希望する障がい者が円滑にワクチン接種ができるように、移動困難者への接種支援や聴覚障がい者へ予約支援を行いました。また、障がい福祉施設等の従事者へ優先接種を実施しました。

○障がいをお持ちの方が、地域で安心して日常生活を送るために、障がいの理解促進のための講演会を毎年開催しています。

○障がいをもつ人が必要なサービスを選択し受けられるように障がい福祉サービスを提供しています。

実績(サービス給付費)：令和2年度 839,904,930円/令和元年度 798,313,913円/平成30年度 774,145,148円

2. 児童発達支援サービスの充実

○「こども支援部会」を開催し、事例検討を通して地域課題を明らかにし、関係機関で連携を図りながら障がい児支援充実に向けた協議を行っています。

実績(令和2年度)：継続的に連携支援を行っている人数 209人

○早期から療育訓練等を受けられるように、障がい児支援のための通所サービス等を実施しています。サービス利用件数が年々増加傾向し、特に放課後等デイサービス事業や児童発達支援事業の実績が増えています。

実績(利用件数)：令和2年度1,176件/令和元年度999件/平成30年度827件

○新型コロナウイルス感染拡大により、特別支援学校等が休業となったことに伴い、放課後等デイサービス事業の利用者負担軽減のための補助及び通所での支援が困難な児童に対し、電話や訪問等の代替支援を行いました。

実績(令和2年度)：特別支援学校等の臨時休業で生じた利用者負担補助 14,086円

代替サービス提供に係る利用者負担補助 115,818円

■課題と今後の方向性

○障がい者基幹相談支援センターについて、令和4年度から相談支援専門員を配置し、専門性を強化して、相談支援の充実を図ります。

※具体的な支援内容：困難事例への対応、アウトリーチ、相談支援事業所への指導・助言、地域移行・地域定着の促進に向けた取り組み

○障がいの差別解消やさらなる理解促進に向けて、障がいの啓発活動に継続的に取り組んで行く必要があります。

[基本政策]	
1	健やかに生きる安心のまちづくり(保健・医療・福祉)
[施策]	
5	子育て支援の充実
[施策のめざす姿]	
安心して子どもを育てられる環境が整います。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
05	—	子育てしやすいまち(環境)だと思ふ保護者の割合	%	75.8	83.6	84.1	85.8			85	○
05	01	保育施設の待機児童数	人	0	0	0	0			0	○
05	01	保育に満足している保護者の割合	%	95.3	91.3	88.6	94.7			97	
05	01	施設の不具合件数	件	0	0	0	0			0	○
05	02	子育ての不安を持つ保護者の割合	%	27.3	33.1	30.2	26.7			20	
05	02	学童保育施設の待機児童数	人	0	0	0	0			0	○
05	03	地域における子育て支援事業への協力者数	人	196	233	217	196			230	
05	03	地域における子育て支援施設利用者数	人	22,179	20,573	16,549	10,669			25,000	

■施策の総合評価

・様々な子育て支援に取り組み、推進することにより、子育てしやすいまち(環境)だと実感する方は年々増加し、目標値の85%を超えています。

・核家族や共働き家族の増加による様々な保育ニーズに対応し、保育への満足度をあげられるよう、尽力しましたが、目標値の97%を若干下回っています。

・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした、子育てに不安を抱える保護者が増加しているため、不安の解消に努めましたが、目標値の20%以下にはとどいていません。

・保育施設や学童保育所の待機児童を発生させないようにし、同時に施設の不具合や重大事故等の未然防止に努め、すべて未発生となっています。

・少子化や核家族化等の影響により、子どもたちが人と触れあう機会が減少し、地域社会とのつながりも弱まり、人間関係の希薄化が進んでいることから、地域ぐるみの支援をひろげるため、地域における子育て支援事業への協力者の養成やその基盤となる子育て応援施設の利用者増加を推進しています。

・各めざそう値の達成度合いに関しては、年度によってはばらつきはあるものの、概ねどの目標値も達成または達成に近い状況と言えますが、今後も地道な活動の継続が必要と考えます。

■主な取組

1. 保育サービスと施策の充実

○令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化を混乱なく円滑にスタートさせています。副食費の統一や施設等利用給付の支払いなど、問題なく実施するとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や障害児保育、保育充実促進事業などを引き続き実施しています。市内・市外施設への入所調整を円滑に行うとともに、利用者負担額の徴収に努め、令和2年度の現年度分については収納率100%となり、滞納の発生を抑えることができました。

○保育園用地取得事業や施設整備補助事業の実施により、安定的な保育施設の運営や保育サービスの充実に図ることができました。

○笠懸第1保育園と笠懸幼稚園を統合し、保護者にとって利便性の高い子育て支援施設とするため、認定こども園の設立を準備しています。

2. 子育てに関する不安の軽減

○第3子以降の子どもがいる保護者に給付する紙おむつの利用券を使用しやすいよう、取扱店を増やしています。

○平成30年4月から、子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、必要な支援を総合的に行うため、子ども家庭総合支援拠点を設置しました。子育て包括支援センター(健康管理課)や保育施設、学校などの関係機関と連携し、養育の困難な家庭の支援、児童虐待の未然防止に努めています。

○令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、第3子以降の副食費助成(3歳以上児)を開始しました。

○子育てアプリでの情報発信のほか、平成30年度からは毎年、「子育てガイド」を官民共同事業で無料発行しています。各お知らせにホームページのQRコードを記載することで、各媒体の相乗効果を図り、より詳しい情報が時間や場所にとらわれることなく取得できるようにしています。

3. 地域における子育て支援の充実

○急速な少子化等により、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、子育てへの不安をもつ保護者が増加しているため、市内に6施設ある地域子育て支援拠点(子育て支援センター)で、未就園の親子を中心に子どもの遊びをとおして保護者の相談にも応じ、子育てに関する悩みや不安の解消を図っています。

○公共施設や民間施設に、外出時のおむつ替えや授乳ができるスペースとして、赤ちゃんの駅を増設するとともに、イベントなどで設置して利用できる移動式テントを3基購入し、活用しています。

■課題と今後の方向性

○病後児保育に関して、保護者からの多様な保育ニーズに応える事業の一つとして実施していますが、急性疾患の回復期のみの利用であるため、利用方法や制度の仕組みを見直していく必要があります。

○子育て短期支援事業に関して、保護者の冠婚葬祭や育児疲れなどの社会的要因でも利用可能な制度ですが、子どもを宿泊で預けるのはハードルが高く、利用料も掛かるので、実績は乏しい状況です。他市の状況を参考に、制度の見直しの検討が必要です。

○母子生活支援施設への措置に関して、入所期間中に生活習慣や自活力を身に付け、地域社会での自立した生活を目指しますが、なかなか退所に結び付かない状況があります。施設での支援に加え、他の支援方法があれば、地域生活が可能になるか検証していきます。

○子育てアプリでの情報提供に関して、アプリの周知などにも工夫し、周知機会も多くしていますが、ダウンロードユーザー数が伸び悩んでいる状況です。画期的な方法が見つからないため、地道に宣伝している状態です。

[基本政策]	
1	健やかに生きる安心のまちづくり(保健・医療・福祉)
[施策]	
6	社会保障制度による生活支援
[施策のめざす姿]	
国の制度を基本に、適切な社会保障を受けることができます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
06	—	施策の成果指標なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—
06	01	被保険者一人あたりの医療費(国民健康保険)	円	286,611	299,119	312,461	310,936			286,000	
06	01	国民健康保険保険料収納率(現年度)	%	93.2	93.29	93.3	94.25			94	○
06	02	被保険者一人当たりの医療費(後期高齢者医療)	円	796,003	765,067	775,415	789,591			788,000	
06	02	後期高齢者医療保険料収納率(現年度)	%	99.4	99.6	99.6	99.7			99.5	○
06	03	福祉医療受給資格者数	人	9,471	8,915	8,664	8,458			8,900	/
06	04	自立支援プランで改善が見られた終了者数	人	7	0	0	0			10	
06	05	就労可能世帯における自立世帯数	世帯	4	3	3	5			10	

※目標達成欄に斜線が記載されている指標は、社会情勢等の変化による影響が指標値の増減に大きく影響すると考えられるため、数値の向上や低下を目標としない指標となります。

■施策の総合評価

国民健康保険制度の安定運営及び後期高齢者医療の健全化では、被保険者1人あたりの医療費を成果指標ととらえ平成28年度の現状値を基本に縮減を目指しましたが、医療の高度化に伴い年々増加しており、目標値を達成することができていません。今後は、さらにみどり市の状況を分析し医療費抑制のための事業に取り組む必要があります。また、保険税(料)の収納率については、被保険者の皆様に納付の理解をいただいた結果、目指そう値を達成しており、納付いただいた保険税(料)は制度の安定的な運営を支える重要な財源となっています。

福祉医療の充実では、目指そう値である福祉医療受給資格者数は少子化に伴い毎年減少傾向にあります。早期診療による重症化予防と経済的負担の軽減に貢献しています。

生活困窮者への自立支援については、支援調整会議の開催形式や内容の見直しを行い、生活困窮者へ自立に向けたプランの提案と支援を行える環境づくりが必要です。

生活保護と自立支援については、対象者数に対する就労者数が増えるという指標ですが、ケースワーカー及び就労支援員による支援により就労に結びつけることができました。

■主な取組

1. 国民健康保険制度の安定運営

○一般会計からの財源補てん繰入金の解消に向けて、平成30年度及び令和2年度に国民健康保険税の税率改正を実施し、安定化が図れました。

○医療費抑制に向けては、令和2年度から国民健康保険被保険者が糖尿病性腎臓病の重症化による人工透析への移行を防止するため、糖尿病性腎臓病重症化予防事業を開始しました。

事業内容は、桐生市医師会の協力を得て、本市の保健師及び管理栄養士の指導により、食や運動などの生活習慣の改善を行うことを目的としています。

令和2年度 糖尿病重症化予防事業 保健指導人数 1人

○令和3年度からは、国民健康保険被保険者が早期発見・早期治療による医療費の抑制を目的として、特定健診受診率向上事業を開始しました。

事業内容は心理特性やナッジ理論を用いた受診勧奨通知により、受診を促すことを目的としています。

○国民健康保険被保険者の健康増進を図ることを目的として、人間ドック検診費の助成を実施しました。

令和元年度 人間ドック検診費助成金助成件数 415人

令和2年度 人間ドック検診費助成金助成件数 317人

令和3年度 人間ドック検診費助成金申請件数 418人(令和3年11月26日時点)

○国民健康保険の収納率については、納税課と連携を図り、令和2年度には目標を達成しました。

2. 後期高齢者医療の健全化

○後期高齢者の健康増進を図ることを目的として、人間ドック検診費の助成を実施しました。

令和元年度 人間ドック検診費助成金助成件数 124人

令和2年度 人間ドック検診費助成金助成件数 97人

令和3年度 人間ドック検診費助成金申請件数 136人(令和3年11月26日時点)

○後期高齢者医療制度を円滑に運営するために、保険料の口座振替を推進するほか、納付相談や納付勧奨などの収納対策に取り組む、納付への理解をいただき保険料収納率が向上しました。

令和2年度 電話催告件数 188件 戸別訪問件数 52件

3. 福祉医療の充実

○医療費負担を軽減することにより早期診療を促し、重症化の予防と障害の進行を防止するために、福祉医療受給資格者証を交付し、医療費の給付を行いました。

令和2年度 受給者数 8,458人

4. 生活困窮者への自立支援

○新型コロナウイルス感染拡大の影響により支援調整会議の開催ができず、プランの提案ができませんでした。

令和2年度 自立支援プラン作成件数 0件

5. 生活保護と自立支援

○ケースワーカー及び就労支援員による支援により、就労に結びつきました。

令和2年度 就労可能世帯の自立世帯数 5件

■課題と今後の方向性

○国民健康保険における被保険者一人当たりの医療費は医療の高度化により、増加傾向であるため、引き続き糖尿病性腎臓病重症化予防事業の保健指導人数を増やしていく必要があります。

また、早期発見・早期治療による医療費の抑制を図るため、引き続き、特定健診受診率向上事業により、受診率を向上させていく必要があります。

○後期高齢者医療保険における被保険者一人当たりの医療費が医療の高度化により増加傾向であるため、各種検診等の推進による重症化予防とともに、高齢者の健康・生活機能の維持向上のためのきめ細やかな支援に取り組むなど医療費抑制のための事業に取り組んでいく必要があります。

○新型コロナウイルス感染拡大の影響により支援調整会議の開催ができず、プランの提案ができなかったため、支援調整会議の開催形式・内容の見直しが必要と考えます。

○就労可能世帯へ効率的な就労支援を行う上で、就労可能性の判断について検討の余地があると考えます。

[基本政策]	
2	人を育て文化をはぐくむまちづくり(教育・文化)
[施策]	
1	生涯学習の推進
[施策のめざす姿]	
多くの市民が生涯を通じて学習に取り組むことができます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
01	—	生涯学習に取り組んでいる市民の割合	%	31.6	30.6	30.3	25.9			40	
01	01	生涯学習の機会が充実していると思う市民の割合	%	89.2	87.3	90.2	89.6			90	
01	01	小中学生の月間読書冊数	冊／月	2.2	2.2	2.1	1.3			3	
01	01	市内での文化芸術鑑賞者数	人	164,286	157,685	151,131	47,610			180,000	
01	01	社会教育施設の学級・講座延べ参加者数	人	20,966	24,862	21,709	2,887			22,000	
01	02	育成・支援された活動団体数	団体	6	11	9	16			20	
01	02	自主学習グループ数	団体	378	353	335	308			400	
01	02	生涯学習の大会、まつり、イベント延べ参加者数	人	32,707	30,944	30,879	376			33,000	
01	03	社会教育・文化施設年間延べ利用者数	人	577,124	533,811	485,044	215,358			580,000	
01	03	社会教育・文化施設における施設維持管理上の不具合・トラブル件数	件	0	0	0	0			0	○
01	04	学びの情報が手に入りやすいと思う市民割合	%	55.6	57.1	59.3	51.2			60	
01	04	学びの情報を伝える媒体・手段数	件	6	6	6	6			6	○

■施策の総合評価

多くの市民が生涯を通じて学習に取り組めるよう環境を整え事業を進めて来ていますが、現時点では総体的に目標値のレベルに達していないのが状況です。このような状況の中でも、生涯学習を受ける機会については、充実感を感じている市民が増えてきていると捉えることができます。

当該施策の中の多くの事業は、昨年から現在に至るまで影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症のような外的要因の影響をもろに受けてしまいます。今後は、新しい生活様式を取り入れた生涯学習の機会を創出できるよう工夫していく必要があると考えられます。引き続き、多くの市民が生涯を通じて学習に取り組める環境の創出を目指すため事業に取り組んでいきます。

■主な取組

1. 生涯学習と文化芸術鑑賞の機会づくり

○公民館をはじめとする社会教育施設では、生涯学習と文化芸術の鑑賞機会を学級・講座やコンサート等のイベントを開催することで、鑑賞の機会を創出しました。

○富弘美術館では、開館周年記念事業をはじめ、企画展示、コンサート、ワークショップ、各種講座などの実施や、市内小中学校と連携し、学芸員による出前講座や美術館見学も実施しました。

○図書館では、小中学生を対象に夏休み前におすすめ図書の案内や読書週間に合わせたイベントを開催し、読書PRを行いました。

2. 主体的な学習の推進

○公民館では、新たな活動団体の育成するきっかけづくりや自主学習活動グループを増やすため、各種講座を開催しました。

○生涯学習を推進するため、生涯学習大会をはじめ、各地区文化祭などを開催しました。

3. 生涯学習を支える体制や場の提供

○文化ホール等の社会教育施設、市内博物館、富弘美術館において、各種イベントや企画展等を実施し入館者・利用者の増加に努めました。

○社会教育・文化施設では、施設の維持管理上の不具合等を生じさせないために、施設内設備の保守点検を実施しました。不具合等生じた箇所については、改善に努めています。

4. 学習情報の提供と学習相談の充実

○広報誌（広報みどり）、市ホームページ・LINEなどにより情報を提供しました。

○公民館では、各館とも公民館だよりやチラシにより情報発信を行いました。

■課題と今後の方向性

○文化ホール、富弘美術館等における文化芸術鑑賞者数の増加を目指すため、PR方法の見直しや周知方法についての検討が必要があります。

○生涯学習の活動団体を新たに育成するため、公民館主催の講座等の開催の他、活動PRや周知の支援を検討して行く必要があります。

○社会教育・文化施設の利用者増加につなげるため、市民ニーズ等を意識し、イベントや事業の見直しとPR方法について、検討していく必要があります。

○老朽化が進む各施設において、計画的な整備及び修繕を進めながら維持管理して行く必要があります。

○本施策の成果指標は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく響きました。今後は、withコロナを意識し、新たな生活様式を取り入れ、事業に取り組む必要があります。

○昨年度Wi-fi環境を整えた施設において、設備環境を生かした新たな事業の展開を検討し、指標向上に努めていきます。

[基本政策]	
2	人を育て文化をはぐくむまちづくり(教育・文化)
[施策]	
2	教育の充実
[施策のめざす姿]	
園児・児童・生徒が充実した園・学校生活を送ることができます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
02	—	学校生活に満足している児童の割合(小学校)	%	93.4	90.6	92.1	91.9			95	
02	—	学校生活に満足している生徒の割合(中学校)	%	90.5	91.1	86.2	85.8			95	
02	01	幼稚園の生活や保育に満足している保護者の割合	%	98	99	99	99			98	○
02	01	友だちと一緒に遊ぶことを喜びのひのひと生活することができると思う園児保護者の割合	%	77.8	84	83.4	83.5			80	○
02	02	みどり市学力調査において、目標値を上回った児童の割合(小学校)	%	74.7	76.5	76.6	75.5			75	○
02	02	みどり市学力調査において、目標値を上回った生徒の割合(中学校)	%	69.2	70.1	70.6	69.9			75	
02	03	学校評価アンケートの「豊かな心」に関する質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	%	90.3	94.9	94	93.5			93	○
02	03	不登校率	%	0.8	1.2	0.7	1.1			0.6	
02	04	学校評価アンケートの「健康・体力」に関する質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	%	87.3	89.2	89.5	84.7			90	
02	04	「群馬県児童生徒の体力・運動能力調査」で体力優良証をもらえる児童生徒割合	%	14.7	23.4	25.5	コロナにより未実施			16	(○)
02	05	人事評価の能力評価において、評価項目の平均が5段階で3以上となった教職員の割合	%	87.7	100	100	100			90	○
02	05	学校評価アンケートの授業の理解度に関する質問に肯定的な回答をした児童・生徒の割合	%	93	94.4	94.5	89.6			95	
02	06	施設維持管理上の不具合・トラブル対応件数	件	51	40	36	48			50	○
02	06	児童生徒ひとりあたりの学校維持管理費	円／人	56,975	66,780	62,441	93,578			57,000	
02	06	学校評価アンケートの安心・安全な環境に関する質問に肯定的な回答をした保護者の割合	%	93.9	95.7	95.5	94.6			95	

※項目は令和元年度時点で達成しているため(○)と表示

※

■施策の総合評価

施策の成果指標である児童生徒の学校生活満足度は、新型コロナウイルス感染症の影響で学校行事が縮小や中止となったことや学校生活での行動等が制限されたことにより、低下してきていると考えられます。しかし、「教育の充実」に関わる基本事業の成果指標のうち、約半数の7つが目標を達成していることから、全体として概ね良好な進捗状況であると考えます。特に、幼児教育の充実に関しては、目標値を達成しており、提供している教育内容が保護者に受け入れられていることが数値として表れていると考えられます。

教育の充実の根幹である学力の状況や豊かな心の育成に関わる基本事業では、数値としてはほぼ横ばいではありますが、目標値に近い数値かそれを越えており、教育委員会及び学校の取組の方向性は正しいと考えられます。その一方で、不登校については、年々増加傾向であり、社会の変化や新型コロナウイルス感染症の影響もあって課題であるといえます。また、児童生徒1人あたりの学校維持管理費は年々増加傾向にあり、児童生徒数の減少に伴い、1人あたりの教育費の増加も課題となっています。学校運営においてもさらなる効率化が求められます。

■主な取組

1. 幼児教育の充実

○幼稚園では、幼児の思いや願いに応じた環境の構成を工夫するなど、幼児が満足感が得られる活動を行っています。また、誕生会や作品展、お楽しみ会等、幼児が楽しく参加できる行事を開催しました。

○幼稚園に学校カウンセラーを配置し、安心して園生活を送れるよう教育相談体制を充実させました。

○保護者の子育てを支援するため、子育て相談や情報提供、講演会等を実施しました。

○令和元年10月から幼児教育の無償化や副食費の助成を開始しました。

2. 確かな学力の向上

○学校教育課作成の「学力向上に向けて」を基に、学校教育課が各学校を支援するとともに、この方針を基に各学校はそれぞれの学校の実態に即した取組として具体化し、実践しました。

○新学習指導要領で求められている主体的、対話的で深い学びの実現に向け、個別最適な学びや協働的な学びが充実するよう、学校訪問等を通して教職員個々への指導助言を行ってきました。

○各学校や個人の課題を明確にした上で学力向上を図るために、市学力調査を毎年実施しています。

○令和2年度に1人1台タブレット端末を整備し、令和3年度より、タブレット端末を活用し、個に応じた学習や発展的な学習の充実を図ってきています。

○外国語教育の充実を図るために、令和3年度より小中学校の英語科では、全児童生徒に児童生徒用のデジタル教科書を配備しました。

3. 豊かな心の育成

○道徳科の新設に伴い、その趣旨に沿った授業を実施するとともに、豊かな体験活動に取り組みました。

○富弘美術館と連携して、星野富弘さんの作品や生き方を題材とした授業実践に取り組んできました。

○生命尊重や思いやりの心を育成するため、助産師による出前講座や専門家による思春期講演会等、「命の学習」を実施しました。

○「Q-U」(学級生活満足調査)を年2回実施し、その結果を基に1人1人の思いや願いに沿ったきめ細かな対応を行ってきています。

4. 健やかな体の育成

○計画的、継続的な体力向上を行うため、各学校の実態に応じて「体力向上プラン」を作成しています。

○新体力テストを全学年実施とし、体力優良者には体力優良証を交付するとともに、体力向上に目標をもって計画的に取り組めるよう全児童生徒に記録シートを配布し授業等で活用しています。

○運動や文化活動に取り組む児童生徒を支援するために、各種大会参加のための補助を実施しました。

○教育的な見地から給食を重要な教材として位置づけ、市内小中学校の全児童生徒の給食費を公費負担とし、無償化としています。

5. 教職員の資質向上

○前期学校訪問や後期学校訪問において、校内研修や研究授業に対する指導助言を工夫し、教職員の授業力の向上に努めました。

○教育研究所において、教職員の資質の向上を図るために、教育相談研修や教職経験年数に応じた研修、市の教育課題を解決するための班別研究を実施しました。

○学校課題解決のために市指定教育実践推進校を指定し、その成果の公開を行いました。令和3年度は、笠懸小学校が市の指定と併せて県の「ICT活用実践推進校」の指定を受け、また、笠懸中学校が文部科学省の「道徳教育総合支援事業」の指定を受けています。

○各学校で年2回実施している学校評価の結果を、教育委員会として分析し、分析結果を各学校の取組への工夫・改善に生かしました。

6. 教育環境の整備と充実

○児童生徒及び家庭への支援体制の充実を図り、児童生徒が安心して生活を送ることができるよう、令和元年度よりスクールソーシャルワーカーを市内に1名配置しました。

○笠懸小学校に設置されている通級指導教室に加え、令和3年度には大間々南小学校にも通級指導教室を開設しました。

○学習指導要領の改訂や教育環境の変化に対応した教材教具の整備を実施し、適切な備品等の整備を進めました。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策では、児童生徒及び保護者が安心して生活できる備品等の整備を行いました。

○GIGAスクール構想に伴い、1人1台のタブレット端末が有効活用できる教室等のネット環境やソフトの充実に努めました。

○幼稚園及び学校の施設の不具合やトラブルに対して、教育総務課及び学校教育課で連携して環境整備に取り組みました。

■課題と今後の方向性

○幼児教育については、幼稚園単体での成果は十分に上がっていますが、子育て環境が大きく変化し保育ニーズの多様化する中、就学前児童数の減少や施設の老朽化から、公立の幼稚園と保育園の統合により利便性の高い子育て支援施設の整備が求められています。

○学力向上については、国や県の平均と比較して概ね同程度の成果を上げています。学力については、時代とともに求められる資質や能力が変化するため、国や県の最新の動向を見定め、教育委員会として正しい指導や助言に努めていく必要があります。その際に、1人1台のタブレット端末が有効活用されるように、教職員研修や支援を行っていきます。

○豊かな心の育成では、タブレット端末やスマートフォンの利用によりコンピュータリテラシーや情報モラルの育成が急務です。年齢の低い段階から、意図的・計画的な指導及び支援を行う必要があります。

○健やかな体の育成では、学校の工夫した取組により、その成果が大きく表れました。今後も教職員や児童生徒が意欲的に取り組んでいけるよう教育委員会として指導や支援を行っていきます。また、不登校対策では、引き続き不登校の解消や新規の不登校を出さないための取組を行っていく必要があります。

○教職員の資質向上では、1人1人の授業力向上のための校内研修の充実を図っていく必要があります。

○施設の維持管理や時代に合った教育環境の提供に向け、効率的かつ有効な財政措置を工夫する必要があります。

[基本政策]	
2	人を育て文化をはぐくむまちづくり(教育・文化)
[施策]	
3	文化財の保護と活用
[施策のめざす姿]	
文化財が保護、活用され、親しまれます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
03	—	毀損・修理又は保存整備を要する指定・登録文化財数	件	7	7	7	7			5	
03	—	市民が認識している市内文化財数(7項目中)	項目	3.4	3.2	3.6	3.5			5	
03	01	指定・登録文化財数	件	85	86	86	86			90	
03	01	継続的に継承できる無形民俗文化財数	団体	4	4	4	4			4	○
03	02	博物館・展示施設の年間延べ入館者数	人	32,445	32,444	31,373	16,636			33,000	
03	02	文化財活用事業への年間延べ参加者数	人	10,078	12,906	11,866	3,019			12,000	
03	03	文化財施設維持管理上の不具合・トラブル件数	件	40	33	30	31			30	

■施策の総合評価

施策の成果指標は、ほぼ横ばいで推移しています。目標値には達していませんが、比較的安定した施策の運営が行えていると思われます。一方で、数値的にまだ成果向上の余地が残されていますので、施策の成果向上を意識した事業の実施が必要と思われます。

「毀損・修理又は保存整備を要する指定・登録文化財数」は、予算を確保し計画的な修繕を実施してきましたが、修繕を必要とする文化財が新たに発生してしまうため、数値としては減少していません。文化財の修復には多額の経費と時間がかかってしまうことも、目に見えて件数が減らない要因の一つでもあります。

「市民が認識している市内文化財数(7項目中)」の基となる市民アンケートでは、岩宿遺跡とながめ余興場は9割近くの市民が認識していました。一方で、西鹿田中島遺跡、寝釈迦、花輪銅蔵、旧大間々銀行、生品神社の5項目については認知度が低い状況が続いています。これらはみどり市の中心的な文化財で、今後文化財ネットワークを構築していく上で核となる重要な文化財ですので、市民への周知方法を工夫する必要があります。

基本事業の成果指標で、数値に大きな変動が生じたのは、「博物館・展示施設の年間延べ入館者数」と「文化財活用事業への年間延べ参加者数」です。目標値に近い水準を維持していたのですが、令和2年度は激減しています。新型コロナウイルス感染症対策で、博物館等で臨時休館やイベントの中止が多かったこと、外出を抑える傾向が強まったこと等が大きく影響していることは間違いありません。ただ、基本事業でこれだけ大きな変動がありながら、施策の成果に数値として現れてきていないのは、両者の関連性が不十分である可能性が考えられます。成果指標を見直していく必要があるかもしれません。

■主な取組

1. 文化財の保護

○埋蔵文化財包蔵地内での開発行為に対し行政上の指示・勧告を行うとともに、開発で破壊される可能性のある遺跡については発掘調査を実施し記録保存を行いました。

・包蔵地での開発件数…平成30年度:30件、平成31年度:40件、令和2年度:42件

・発掘調査実施件数…平成30年度:12件、平成31年度:7件、令和2年度:7件

○新設小学校建設予定地の発掘調査を実施し、天神遺跡の記録保存を行いました。

○指定文化財に関連した修繕を実施または着手しました。

①来迎阿弥陀三尊笠塔婆の覆屋(鹿)、②稻荷神社(小夜戸)の覆屋、③御用銅蔵(小夜戸)、④生品神社(阿左美)の覆屋、⑤岡登次郎兵衛景能公の墓(阿左美)

○市指定重要無形民俗文化財に指定された4団体に、維持・保存のため活動費補助金を交付しました。

○文化庁の調査官を招請し、登録有形文化財候補建物の現地調査を行いました。

○史跡岩宿遺跡保存活用計画を策定し、全国的にも有名な岩宿遺跡の保存・整備方針を定めました。

○岩宿博物館では、相澤忠洋記念館から相澤忠洋資料を一括借用し、将来的な登録有形文化財への登録を念頭に置き、膨大な資料の分類・整理作業を実施しました。

2. 文化財の活用

○平成30年5月22日に西鹿田中島遺跡史跡公園を供用開始しました。併せて、史跡西鹿田中島遺跡ガイダンス施設もオープンしました。

○岩宿博物館では、借用した相澤忠洋資料を活用し、常設展示及び企画展で一般公開しました。毎年「みどり市の歴史と文化財」展を開催し、市民等に市内の文化財の周知を行っています。

○大間々博物館では、多彩な分野の企画展や体験教室を実施し、活用内容の充実に努めました。地元の昔の暮らしを学べる貴重な場所として、小学校の校外学習で活用されています。

○旧花輪小学校記念館では、平成30年度に米寿記念特別企画を旧花輪小学校記念館管理委員会と共同開催しました。上毛新聞社等の後援で、上毛新聞紙上写真展を毎年実施しています。

○入館者数が減少していた陶器と良寛書の館については、令和3年3月28日で閉館しました。

○史跡岩宿遺跡遺構保護観察施設(岩宿ドーム)と史跡西鹿田中島遺跡ガイダンス施設では、映像や展示を通して見学者が史跡への理解を深められるように努めています。

○岩宿博物館と史跡西鹿田中島遺跡ガイダンス施設を連動させたイベントを実施しました。

○コロナ禍の臨時休館等で来館者数が減少しているため、YouTubeで楽しめる「みどり市博物館チャンネル」を開設し、岩宿博物館と大間々博物館の情報発信を行いました。

3. 博物館・展示施設の適正管理

○古い建物では大正時代の歴史的建造物をベースとしている施設もあるため、施設・設備の老朽化により修繕を必要とする箇所が毎年発生しますが、その都度対応しています。

○公共施設個別施設計画に基づき、岩宿博物館の空調改修工事を令和3年度から実施します。

■課題と今後の方向性

課題

○過疎化や開発等により、歴史的な街並みや文化的資産が急速に失われています。

○史跡内の樹木が高木化し、支障木の伐採経費が増加傾向にあります。

○文化財の中でも建造物は、シロアリや腐食等の被害が特に出やすいため、維持管理や修理のための経費が多額になる傾向があります。

○市指定重要無形民俗文化財の後継者の育成が問題になっています。

○コロナ禍で減少した来館者数回復のため、新たな博物館等の活用方法を検討する必要があります。

○施設・設備の老朽化が進んでいるため、修繕を要する箇所が増加する可能性があります。

今後の方向性

○文化的資産の掘り起こし作業を進め、貴重な文化財を保護し、後世に引き継ぐように努めます。

○市民と行政が協力して文化財を維持・保存していける管理体制の構築を目指します。

○相澤忠洋資料の国の文化財原簿登録準備を進めるとともに、岩宿博物館の展示にも活用します。

○展示や見学会を開催し、市民等が文化財に親しめる機会を増やしていきます。

○岩宿遺跡の整備事業を通して地域文化財のネットワークを構築し、市内の文化財がより多くの人に認知・活用してもらえるように努めます。

○ウィズコロナ時代に適応した感染症対策を行い、誰もが安心して利用できる博物館運営を目指します。

○公共施設個別施設計画に基づき、博物館等が適正管理できるように改修工事を実施していきます。

[基本政策]	
2	人を育て文化をはぐくむまちづくり(教育・文化)
[施策]	
4	市民スポーツの充実
[施策のめざす姿]	
多くの市民がスポーツに親しむことができます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
04	—	週1回以上スポーツ活動に親しむ成人市民の割合	%	32.4	38.6	36.8	38.4			35	○
04	01	体育施設の年間延べ利用者数	人	559,168	564,351	573,520	224,967			650,000	
04	01	体育施設維持管理上の不具合・トラブル件数	件	32	41	28	17			30	○
04	02	スポーツ活動に参加する機会が充足していると思う市民の割合	%	16.9	18.1	16.6	14			25	
04	02	教室・大会の延べ参加者数	人	2,154	1,294	2,025	411			2,500	
04	03	市内で組織に属して競技スポーツをしている市民数(体育協会の競技スポーツ種目登録者数)	人	2,735	2,450	2,516	2,331			3,000	
04	03	スポーツ登録団体数	団体	408	416	403	382			440	

■施策の総合評価

週1回以上スポーツ活動に親しむ成人市民の割合は、目指そう値を達成しておりますが、スポーツ活動に参加する機会が充足していると思う市民の割合、市内で組織に属して競技スポーツをしている市民数は低い値となっており、また、スポーツ登録団体数は3年連続で減少しております。

今後においては、競技スポーツ団体の活動紹介や団体育成等を行い、多くの市民がスポーツに触れられるよう取り組んでまいります。

■主な取組

1. スポーツ活動の場づくり

- 屋外体育施設トイレの洋式化工事を実施しました。(H29～R1)
- 市民体育館メインアリーナに空調設備を設置しました。(R1～R2)
- 市民体育館にWi-Fi環境を整備しました。(R2)
- 東運動公園内の施設の不具合箇所の修繕及び保安・保守を含めた施設の維持管理を行いました。

2. スポーツ活動の推進

- 市民体育館では、SNSを利用してイベント情報やストレッチ、体力作りの動画を配信しました。(R2～)
- 草木湖一周マラソン全国大会のコースを一部変更し、「草木湖マラソン大会」と大会名を変更して開催しました。(R3)
- 「みどモスとボッチャで遊ぼう」を開催し、パラリンピック競技の一つであるボッチャをプレイするご当地キャラの可愛い姿を動画配信し、東京オリンピック、パラリンピックへの関心を高めました。
- 香港パラリンピック委員会・障がい者スポーツ協会と東京パラリンピックのホストタウンとして友好的な交流を進めることに合意しました。(R1)
- 東京パラリンピックに出場する香港ボッチャチームについて、広報やホームページを利用して紹介を行いました。
- ボッチャ競技普及のため、ボッチャ道具を購入し、市民に向けて貸し出しを始めました。
- 市民スポーツフェスティバルを開催しました。
- 市スポーツ協会に委託し、市民スポーツ大会(野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ、バドミントン等)を開催しました。
- 市スポーツ協会に委託し、県民スポーツ大会、県100km駅伝競走大会に選手を派遣しました。
- 市スポーツ協会陸上部の協力により、小学生(高学年)を対象に、ナイター陸上競技教室を開催しました。
- ニューイヤー駅伝開催のため、市民にボランティア協力を依頼して沿道警備を行いました。

3. スポーツ活動の支援

- みどり市スポーツ協会の活動に要する経費に対し、補助金を交付しました。
- みどり市スポーツ少年団の活動に要する経費に対し補助金を交付しました。
- 関東大会、全国大会等に出場する個人又は団体に対し、激励金を交付しました。
- ボッチャ講習会(R1)、大人のボッチャ楽校(R2)を開催し、ボッチャ競技の普及を図ると共に、団体及び協会立ち上げの支援を行いました。
- 県ボッチャ協会の協力により、ボッチャ審判養成講習会を開催しました。

■課題と今後の方向性

- 体育館の照明で使用している水銀灯の生産が終了したため、LED照明への入替え工事が必要です。
- 2029年に群馬県で開催予定の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会における競技の誘致に向けて、組織並びに施設等の環境整備が必要です。
- 施設や設備の老朽化による不具合等により、利用者に安全に利用していただくためには、計画的な改修工事や修繕が必要です。
- 適切に施設の維持管理が出来るよう、現在無料で開放している体育施設の有料化の検討が必要です。
- 施設を良好に維持するためには修繕だけでなく、根本的な改修をする必要があります。

[基本政策]	
3	安全で安心して生活できるまちづくり(生活安全・環境)
[施策]	
1	生活環境の向上
[施策のめざす姿]	
良好な生活環境が維持されます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
01	—	快適な生活環境になっていると思う市民の割合。	%	56.5	64.6	71.1	72.6			60	○
01	01	市民1人1日あたりのごみ排出量	g	970	978	985	977			950	
01	01	リサイクル率	%	7.8	8.1	8.2	6			14	
01	02	ゴミの収集・処理に関する事故件数	件	1	1	1	0			0	○
01	03	生活環境に関する年間苦情件数	件	118	171	166	155			100	
01	03	産業に関する年間苦情件数	件	12	13	20	26			10	
01	04	し尿・浄化槽汚泥の運搬・処理に関する年間苦情件数	件	0	0	0	0			0	○

■施策の総合評価

快適な生活環境になっていると思う市民の割合は、平成28年度56.5%から令和2年度72.6%と16.1%増加し、目標達成しています。今後も、更に快適な生活環境になっていると思う市民の割合が増えるよう、引き続き施策を展開します。

しかしながら、1人1日あたりのごみ排出量、リサイクル率については、目標を達成していません。このことから目標の達成に向けて、市民・事業者に対し、既存施策の周知徹底を図ると共に、1人1日あたりのごみ排出量については家庭から排出される生ごみの減量化を、リサイクル率については新たな施策を検討するなど、今後より一層力を入れる必要があると考えます。

また、年間苦情件数が減らない主な要因としては、一部の市民や事業者のモラルやマナーの低下、住居・工場などが混在化していることなどが考えられ、目標値を上回る苦情が寄せられている状況です。モラルやマナーを向上させるには、生活環境に対する市民や事業者の意識の醸成が必要で、時間を要すると思われますが、目標値に近づくよう継続して周知・啓発に取り組んでいきます。

ゴミの収集・処理に関する事故、し尿・浄化槽汚泥の運搬・処理に関する年間苦情件数はどちらも0件でした。今後も0件で推移できるよう、市民へのゴミ分別の周知や、し尿・浄化槽汚泥運搬業者への指導を継続して行っていきます。

■主な取組

1. ごみの減量化・資源化の推進

○ごみの資源化を推進するため、使用済み小型家電について公共施設に設置した回収ボックスによる回収を継続すると共に、令和2年7月1日より利便性を高めることを目的に認定業者によるパソコン・小型家電の宅配便による回収を開始しました。

回収ボックス 369kg(R2年度) 宅配回収 1,269kg(R2年度)

○ごみの資源化を推進するため、集団回収奨励団体に奨励金を交付し、資源回収を推進してきました。

資源回収量(R2年度) 紙類 386,338kg 缶類 17,641kg ビン類 3,874本 紙パック 239kg

2. ごみの適切な運搬処理

○家庭から排出されるごみを適切に処理するため、ごみステーションに排出された家庭ごみについて、計画どおり滞りなく収集し処理しました。

ごみ処理量 17,367t(R2年度)

○ごみ収集車の車両火災の恐れがあるため、これまで拠点回収を実施していなかった使用済みライターについて、市民からの要望に応え、令和元年度から年一回の頻度で拠点回収を実施しています。

使用済みライター回収量 30kg(R2年度)

3. 生活公害・産業公害対策の推進

○生活環境に影響を及ぼす悪臭や騒音、草繁茂、不法投棄など多様な苦情を処理するため、県・警察等の関係機関と連携し、発生元への指導、再発防止に取り組みました。

苦情対応件数 181件(R2年度)

4. し尿・浄化槽汚泥の適切な運搬処理

○市内から発生するし尿・浄化槽汚泥を適切に処理するため、桐生市との委託契約に基づき、笠懸町・大間々町・東町の各し尿貯留場から境野水処理センターへ運搬し、処理しました。

し尿・浄化槽汚泥量 22,454kl(R2年度)

■課題と今後の方向性

1. ごみの減量化・資源化の推進

○1人1日あたりのごみ排出量が多いため、削減に向けて取り組んでいく必要があります。なお、令和元年度におけるごみの総排出量に占める生ごみは40.5%(家庭系30.1%、事業系10.4%)と推計されることから、家庭での生ごみ減量化対策を中心に取り組んでいきます。

○ごみのリサイクル率が低いため、リサイクル率向上のための取組を強化していく必要があります。

例)

- ①集団回収奨励団体による資源ごみの回収量が減少していることから、回収の協力について周知する
- ②既存のリサイクル関連施策(小型家電のリサイクル、リサイクル協力店等)について市民に十分周知する
- ③新たな施策を検討し、実施していく

2. ごみの適切な運搬処理

○ごみ出しのルールが守られない場合があることから、ルールの周知、啓発について対応する必要があります。

3. 生活公害・産業公害対策の推進

○生活環境、産業に関する年間苦情件数が目標値を超過していることから、モラルやマナーに関する市民意識の向上につながる啓発に取り組んでいく必要があります。

○不法投棄は排出者の特定が困難ですが、県・警察等の関係機関と解決に向け連携を強化して取り組んでいく必要があります。

4. し尿・浄化槽汚泥の適切な運搬処理

○し尿貯留場の設備が老朽化しているため、計画的に改修工事を行うなど長寿命化に取り組んでいきます。

[基本政策]	
3	安全で安心して生活できるまちづくり(生活安全・環境)
[施策]	
2	自然環境の保全
[施策のめざす姿]	
環境負荷の少ない生活や行動を行うことができます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
02	—	地球に優しい生活をしている市民の割合 (15項目中5項目以上実践者)	%	51.9	69.2	66.9	69.4			60	○
02	01	新エネルギー(再生可能等)を利用している市民の割合	%	19.8	21.1	21.8	18.9			30	
02	01	行政活動による二酸化炭素排出量	t-CO2	13,455	11,522	10,233	8,762			13,000	○
02	02	保護されている希少な自然資源数	件	8	8	8	8			8	○
02	03	空間線量の年間平均値	μsv/h	0.061	0.06	0.06	0.06			0.06	○

■施策の総合評価

令和2年度末時点において、「新エネルギー(再生可能等)を利用している市民の割合」を除き、令和4年度目標値を達成しておりますが、令和3年度に宣言予定の「みどり5つのゼロ宣言」において、2050年までに「自然災害による死者ゼロ」、「温室効果ガス排出量ゼロ」、「災害時停電ゼロ」、「プラスチックごみゼロ」、「食品ロスゼロ」を目指すとしており、めざそう値を達成している項目も含め、更なる施策の取組強化が必要です。

保護されている希少な自然資源は8件で推移しています。その内、個人所有の天然記念物については所有者・管理者から市に管理状況を毎年報告していただき、市が管理している天然記念物については定期的な巡回や倒木等の除去を実施する等、官民が協働して維持管理に取り組むことで、継続して目標達成することができました。

放射線対策としては、空間放射線量や食品の放射性物質量の測定結果を市のホームページで公表してきました。みどり市の空間放射線量及び食品の放射性物質量が低い数値であることを、市民に周知することで、食と住における市民の安全安心につながる効果があったものと考えます。

■主な取組

1. 地球温暖化防止の推進

○環境の負荷が少ない再生可能エネルギーの更なる普及促進のため、令和3年度から住宅用新エネルギー等設置補助金の補助対象に薪ストーブを追加するとともに、災害等の停電時における非常用電源の確保という観点も含め、太陽光パネルと蓄電池を同時に設置する場合に限り補助金を5万円加算しました。

○木質バイオマスの利用促進の観点から、令和2年度、笠懸庁舎・大間々庁舎・東支所の3か所に木質ペレットストーブを設置し、来庁者に対し木質ペレットストーブの普及・啓発を図っています。

○再生可能エネルギーの利用促進のため、大間々町上神梅地域にある大間々用水土地改良区の水路に最大出力42Kwの小水力発電施設が設置され、平成29年より稼働しています。

2. 自然資源の保全

○自然環境の保全のため、市指定天然記念物の希少な動植物について、所有者・管理者等と協働して維持管理してきました。

市指定天然記念物：榎の木、カタクリ群生地、鹿の川沼のエノキ、小平の大杉、モリアオガエル、小平のムレ杉、大蒼院のキリンシマツツジ
絶滅危惧種ⅠA：カッソソウ

3. 放射線対策の推進

○市民の安全、安心確保の観点から、小・中学校等市内46地点について空間放射線測定を行い市のホームページで公表しています。空間放射線量については、基準値以下の安全なレベルで推移しています。（環境省が示す空間放射線量の基準値：0.23 μ Sv/h）

○除染に伴う発生土壌を保管している仮置場の放射線を監視し安全性を確認するため、毎月1回空間放射線量、地下水に含まれる放射性物質を測定しています。仮置場の空間放射線量についても基準値以下で推移し、地下水に含まれる放射性物質は不検出（検出限界未満＝1Bq/kg未満）で、安全な状態を保っています。（食品衛生法における飲料水の基準値：10Bq/kg）

■課題と今後の方向性

1. 地球温暖化防止の推進

○「みどり5つのゼロ宣言」の実現のための施策を展開することが、「地球に優しい生活をしている市民の割合」の向上につながります。そのため、市民の環境に対する意識をより一層高めるための施策を検討し、取り組んでいく必要があります。

○「みどり5つのゼロ宣言」において、2050年までに温室効果ガス排出量ゼロを目指すとしていることから、令和4年度目標値を達成している「行政活動による二酸化炭素排出量」についても、更なる削減に取り組んでいく必要があります。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により休館していた公共施設もあったことから、「行政活動による二酸化炭素排出量」が大幅に減少しています。そのため、今後の動向に注視が必要です。

○「新エネルギー（再生可能等）を利用している市民の割合」が未だ低い状況であるため、引き続き目標達成に向けて取り組んでいく必要があります。また、成果指標が抽出された市民のアンケート結果のため、年度により数値にばらつきが生じていることから、成果指標の再設定についても考えていく必要があります。（※太陽光発電に代表される新エネルギーを利用している市民の割合は、通常減少することは考えられません。）

2. 自然環境の保全

○希少な自然資源の維持について、樹木の生育に適した環境の維持や病害虫による被害防止などの課題があるため、官民がそれぞれの役割を担い後世に残していく努力を継続していく必要があります。

3. 放射線対策の推進

○市でモニタリングしている空間放射線量や地下水に含まれる放射性物質は基準値以下の低い数値で推移しているため、今後の取扱について環境省や群馬県と協議・検討していきます。

[基本政策]	
3	安全で安心して生活できるまちづくり(生活安全・環境)
[施策]	
3	安全な暮らしの推進
[施策のめざす姿]	
事故や犯罪のない安全安心な生活を送ることができます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
03	—	交通事故や犯罪が少なく安全だと思う市民の割合	%	71.1	74.7	79.6	74			80	
03	01	交通違反をした市民の割合	%	7	7.5	7.3	7.3			5	
03	01	交通事故発生件数(1月～12月)	件	317	301	293	210			300	○
03	02	刑法犯認知件数	件	325	293	293	241			300	○
03	02	防犯対策平均実施項目数	項目	1.8	1.7	1.8	1.7			3	
03	03	消費者トラブルに遭った市民の割合	%	1.5	1.5	1.9	1.7			0	
03	03	消費者トラブルに対する対策を知っている市民の割合	%	78.8	81.5	78.1	80			90	
03	04	青少年健全育成活動 への参加率	%	21.6	18.5	20.5	12.3			22	

■施策の総合評価

交通事故や犯罪が少なく安全だと思う市民の割合が目標値の達成に至っておらず、市民が安全安心に暮らせるよう、更なる施策の推進が必要です。

交通安全対策につきましては、交通事故発生件数は、年々減少しており、目標値を達成しておりますが、交通違反をした市民は目標値を上回っております。引き続き道路反射鏡の設置や高齢者運転免許証自主返納事業を推進するとともに、警察や関係団体と連携を図り、街頭指導や交通安全広報等による啓発を実施する中で、交通事故の減少を目指します。

防犯活動につきましても、刑法犯認知件数は、年々減少しており、目標値を達成しておりますが、市民による防犯対策の実施項目は目標値を下回っております。引き続き防犯灯の設置や多様化する特殊詐欺に対応した電話用機器等に対する補助、また青色防犯パトロール等による地域の見守り活動等を推進し、犯罪のない社会を目指します。

消費者トラブルに関しましては、目標値の達成に至っておりません。消費者を取り巻く環境は、日々変化しており、消費者トラブルは多様化・複雑化していることから、消費者トラブルに遭う市民の割合は横ばいとなっております。また、消費者トラブルに対策を知っている市民の割合についても横ばいであり、日々変化する消費者トラブルへの対処など幅広い世代への対処方法の周知が必要です。

青少年健全育成活動への参加につきましては、現状では外的要因の影響を受けやすく、近年も新型コロナウイルス感染症が直結いたしました。今後は、新しい様式を取り入れた事業の検討に取り組みながら成果指標の向上を目指して参ります。

■主な取組

1. 交通安全対策の推進

○警察や関係団体と連携を図り、交通安全運動期間等における街頭指導や交通安全広報による活動を通じ、交通ルールやマナーの啓発の充実を図りました。

○区長からの要望に基づく道路反射鏡の新設や改修、及び小中学校の通学路を中心とした外側線等の引き直しを実施し、交通安全対策を図りました。

○高齢者が関与する交通事故の増加を抑制するため、高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施し、運転に自信のない高齢者の運転免許証返納を推進しました。

2. 防犯活動の推進

○青色防犯パトロールや地域安全パトロールによる下校時を中心としたパトロール活動等を実施いたしました。

○区長からの要望に基づく防犯灯の新設や改修を実施し、防犯対策を図りました。

○オレオレ詐欺等の特殊詐欺被害を未然に防止するため、防犯機能付き電話用機器の購入者に対する補助事業を実施いたしました。

3. 消費生活の安定

○多様化・複雑化する消費生活相談に適切に対応するための相談体制の充実及び知識と対処方法の周知や啓発に取り組み、被害防止を図るため消費生活相談事業を実施いたしました。

4. 青少年の健全育成の推進

○青少年を健全に育成し、非行防止を図るため、市内小中学校PTAを中心とした補導員による街頭補導を実施いたしました。

○青少年健全育成大会を開催し、青少年育成関係者を対象に青少年教育の大切さや問題点等についてをテーマとした講演会を開催いたしました。
【参加実績】129人（令和3年11月13日実施分）

■課題と今後の方向性

○交通違反をした市民の割合が未だ高い状況であるため、引き続き警察等の関係機関と連携し、目標達成に向け取り組んでいく必要があります。

○特殊詐欺等犯罪が多様化する中、各家庭における防犯対策の実施について、引き続き啓発を図るとともに、青色防犯パトロール等による見守り活動の充実を図る必要があります。

○情報通信の進展等により、あらゆる世代において消費生活やライフスタイルへの変化が生じております。消費者を取り巻く環境の変化に伴い、消費者トラブルは多様化し、より複雑化していることから、若年層や高齢者、障がい者などの情報を取得しにくいとされている消費者も安全安心に生活できるよう関係機関や団体等と連携し、知識と対処方法の周知や啓発の必要があります。

○今後も引き続き、青少年の非行防止を図るため、市内小中学校のPTAを中心に補導活動を継続する必要があります。

○青少年健全育成大会においては、青年育成関係者以外にも多くの市民に関心を抱いてもらえるような企画となるよう取り組んでいく必要があります。

[基本政策]	
3	安全で安心して生活できるまちづくり(生活安全・環境)
[施策]	
4	防災・減災対策の推進
[施策のめざす姿]	
災害に対する意識の向上や消防・救急体制が整い、市民の生命や財産が守られます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
04	—	被災世帯・事業所数	件	0	2	0	0			0	○
04	—	災害・火災による死亡者数	人	1	1	0	1			0	
04	01	家庭で実施している防災対策の項目数	項目	4	3.9	4.1	4.2			8	
04	02	自主防災組織でカバーされる世帯数の割合	%	59.1	68.5	83	83.8			90	
04	02	災害時要援護者避難支援個別計画の策定割合	%	70	82	95.1	95.1			80	○
04	02	消防団員数の充足率	%	81.7	81.4	80.7	78.9			85	
04	03	災害情報の取得手段の認知項目数	項目数	3.7	3.7	3.9	4			5	
04	03	市民が災害情報を得るための手段数	種類	10	10	11	11			10	○
04	04	保存食備蓄量	食	15,000	15,000	15,000	15,000			15,000	○
04	04	指定避難所の耐震化率	%	44.3	44.3	44.3	45.5			50	
04	04	自治体及び事業者との災害時応援協定数	協定	38	42	42	47			40	○
04	04	災害時における職員行動に関する教育・訓練数	回	0	0	1	1			1	○
04	05	消防車の現場到着時間	分	9.1	9.4	9	9			8.3	
04	05	救急出動から搬送までの時間	分	33	33.4	33.9	33.7			32	

■施策の総合評価

防災対策及び減災対策に取り組む中で、被災世帯や事業所数及び災害や火災による死亡者数0に向けて各施策を推進して参りました。

市民一人ひとりの役割である「自助」につきましては、各家庭における防災対策が目標値を下回っており、引き続き『自らの命は自らが守る』意識の醸成を図る必要があります。

地域の役割である「共助」につきましては、自主防災組織の支援や育成強化として、年々組織率の向上が図られており、防災訓練等に対する支援の充実を図っております。今後組織率100%に向け更に未設立行政区への働きかけを推進して参ります。また、消防力の強化として、消防団員の確保につきましては、東町に機能別消防団員を導入いたしましたが、例年充足率を下回っている現状があります。

行政の役割である「公助」につきましては、市民に一齐に迅速に災害情報等を伝達する防災情報伝達システムを整備しましたので、引き続き防災アプリ等の災害情報取得手段の周知を図って参ります。

また、災害時要援護者に対する避難支援個別計画の作成、保存食等の災害用備蓄品の整備及び事業者等との災害協定の締結につきましては、目標値を達成しており、災害発生時における避難者等への総合的な支援体制の整備が図られております。

消防・救急体制につきましては、目標達成に向け、引き続き桐生市消防本部及びみどり市消防団との連携強化を図り、市民の生命や財産を守って参ります。

■主な取組

1. 防災意識の向上

○洪水・土砂災害ハザードマップを作成、対象世帯に配布するとともに、広報紙等による災害に対する備え等を周知し、市民の災害に対する意識の向上を図りました。

2. 地域防災力の充実

○各行政区等における自主防災組織設立への支援や働きかけを行いました。また、各自主防災組織による資機材購入補助及び防災訓練時の支援を行いました。

○避難支援個別計画の作成について、令和元年度に区長及び民生委員・児童委員にご協力いただき、訪問等実施し、個別避難計画を95.1%(758人)作成しています。令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正され個別避難計画の作成が努力義務とされました。法改正に合わせた個別避難計画の作成に向けて令和3年度から準備を進めています。

○消防団員の充実を図るため、山林火災の危険性が高く、団員の不足が深刻な東町において、機能別消防団員制度を導入いたしました。

○成人式での勧誘チラシの配布や消防団協力事業所へ直接訪問するなど、消防団員の確保対策を図りました。

3. 災害情報の充実

○防災情報伝達システムを整備し、屋外拡声子局、戸別受信機及び防災アプリ等により、市民に一斉に迅速に災害情報等を伝達する手段を構築いたしました。

4. 災害時避難体制の整備

○市内各町に拠点避難所(みどり市民体育館、大間々東中学校体育館及びあずま小学校体育館)を位置づけ、避難者の夏場における熱中症対策を含め、年間を通して活用できるよう空調設備を整備する等環境整備を図りました。

○桐生市との「災害時における相互応援に関する協定」を見直し、更なる連携強化を図るとともに、日産自動車株式会社と「電気自動車を活用した災害連携協定」を締結する等協定に基づく災害避難時の支援体制の充実が図られました。

○災害時の迅速な被災者対応につなげるため、全職員を対象とした職員参集訓練を実施いたしました。

5. 消防・救急体制の充実

○桐生市消防本部との緊密な連携強化のもと、消防・救急体制の充実を図りました。

○市消防団員の活動服の更新及び消防設備等の整備を図ることにより、安全な消防団活動を実施できる環境を整えております。

■課題と今後の方向性

○被災世帯・事業所数及び災害・火災による死亡者数につきましては、引き続き防災力の強化や減災対策への取組みを図って参ります。

○各家庭で実施している防災対策について、未だ低い状況であるため、広報紙等による周知だけでなく、防災講演会や防災訓練を実施する中で、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。

○市内全域において未だ自主防災組織が設立されていない中、引き続き未設立行政区に対し支援や働きかけを実施し、全行政区での設立を目指します。

○令和4年度から福祉専門員に業務委託し、個別避難計画を作成する予定です。

○消防団員の充足率が年々低下している中、企業訪問等、更なる団員確保策を講じる必要があります。

○防災情報伝達システムの整備に伴う防災アプリ等の災害情報の取得手段について、広報紙等を通じ引き続き周知を図る必要があります。

○各指定避難所について、施設所管課と協議し、耐震化を図っていく必要があります。

○消防・救急体制につきましては、引き続き桐生市消防本部との連携強化及び市消防団との連携のもと、さらなる充実を図り、市民の生命及び財産を守って参ります。

[基本政策]	
4	潤いある快適なまちづくり(生活基盤)
[施策]	
1	水道水の安定供給と汚水処理の推進
[施策のめざす姿]	
安全で良質な水道水が供給されるとともに、適正な汚水処理が行われます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標達成
01	—	安全で良質な水道水を利用することができると思う市民割合	%	94.8	94.5	96.1	93.7			95	
01	—	汚水処理人口普及率	%	57.9	61.1	63.1	63.9			72	
01	—	渡良瀬川のBOD濃度	ppm	0.6	0.6	0.8	未確定			0.5	
01	01	有収率(簡易水道)	%	67.22	56.14	53.08	56.57			75	
01	01	水質関連事故件数(簡易水道・小水道)	件	0	0	0	0			0	○
01	02	公共下水道普及率	%	24.7	26.1	27.5	27.9			33	
01	02	公共下水道水洗化(接続)率	%	67.8	70.7	70.5	72.2			70	○
01	03	管渠、ポンプ、処理施設の不具合件数	件	5	11	6	3			3	○
01	04	合併処理浄化槽人口普及率	%	31.4	33.2	33.9	34.4			38	

■施策の総合評価

水道水の安定供給と汚水処理の推進において、簡易水道は水源地に位置し、清浄な原水に恵まれ、水質も安定していることから、飲料に適した水の提供に寄与しています。引き続き、市民に満足してもらえることを目指し、安全で良質な水の供給に取り組んでいきます。

公共下水道の整備率、接続率については、毎年着実に向上しており、事業計画区域の汚水管渠整備を推進したことや、低迷する接続率向上のため、令和元年度から開始した公共下水道接続促進補助金のPRIに努めた成果であると考えます。使用料収入を安定的に得ていくことが下水道事業の経営には必要不可欠であることから、引き続き汚水管渠整備による接続可能区域の拡大と公共下水道への接続促進を図っていきます。また、浄化槽設置整備補助金については、令和2年度から単独処理浄化槽とくみ取り槽からの転換設置のみの補助となりましたが、単独処理浄化槽からの転換については、配管工事も補助対象となったことや、群馬県内でも上位の補助額となっていることもあり、着実に申請件数は伸びており、浄化槽人口普及率の向上が期待できます。

■主な取組

1. 簡易水道等による水道水の安定供給

(1) 原水及び浄水費

○浄水場7箇所での浄水処理に必要な薬品購入や機器点検等を行っています。また、安定水量の確保のため取水施設での枯葉等の除去や落雷等による機器故障の修繕を実施しています。

(2) 配水及び給水費

○有効水に含まれない水を削減し、有収率を上げるため、漏水調査の実施等、地区別の配水量に注視し、漏水箇所の特定制と修繕により、無効水の削減に取り組んでいます。

(3) 原水浄水施設建設改良費

○浄水施設の機器を計画的に更新し、機能向上を図ることで水道水の安定供給を図っています。

(4) 配水給水施設建設改良費

○漏水の原因である老朽管路の更新を行っています。

(5) 小水道管理事業

○小水道について水の安全性を確保するため、業者委託により毎月の水質検査を行っています。
(大間々町 4地区 東町 1地区)

○水を安定的に供給するため、不具合が生じた際には早急に修繕を行っています。

修繕件数 2件(R2年度)

2. 公共下水道の整備

(1) 排水施設建設改良費

○みどり市公共下水道については、市街化の進展状況に応じ、全体計画を大間々町504ha、笠懸町649haの合計1,153haを対象にしており、このうち事業計画区域として、大間々町240.5ha、笠懸町360.5ha、合わせて601haの整備を進めているところです。令和2年度末時点の整備状況は、全体計画区域で38.2%、事業計画区域で74.4%の整備率となっており、毎年約10haの割合で整備を進めています。

(2) 公共下水道接続促進補助金

○下水道への接続率を向上させ、使用料収入を安定的に得ていくことが下水道事業の経営は必要不可欠であることから、令和元年度から5年間の時限補助制度を創設し、接続率の向上を図っています。引き続き補助金制度のPRに努め、接続率の向上を目指します。

(申請件数:R1年度 71件、R2年度 53件)

(3) 流域下水道建設費

○下水道事業計画区域内において、みどり市公共下水道が接続する、流域下水道における下水道施設の建設工事に対する費用を負担金として支出しています。根幹的な下水道である流域下水道が整備されることにより、みどり市公共下水道の効率的な整備が可能となります。

3. 管渠・処理施設の維持管理

(1) 戸別浄化槽保守管理事業

○戸別浄化槽の汚水処理が円滑に進むよう、浄化槽の維持管理業務及び修繕を実施しています。

(2)福岡中央集落排水センター管理事業

○福岡中央集落排水排水センターの安定した運転を確保するため、施設の維持管理業務及び修繕を実施しています。

(3)汚泥対応事業

○福岡中央集落排水センターで生産している汚泥肥料について、年4回(3か月に1回)放射性物質測定を実施しています。

(4)農業集落排水管路管理事業

○農業集落排水管路施設の機能を安定的に確保し、汚水が円滑に流下するよう、保守点検を行い不具合箇所の補修、修繕を実施しています。

(5)管渠費

○公共下水道管渠施設の機能を安定的に確保し、処理場まで円滑に流下するよう、保守点検を行い不具合箇所の補修、修繕を実施しています。

(6)ポンプ場費

○マンホールポンプの機能を安定的に確保し、みどり市公共下水道を県流域下水道の流入点まで円滑に流下させるため、マンホールポンプ9箇所の維持管理を実施しています。

(7)ポンプ場建設改良費

○公共下水道の自然流下が困難な場所について、マンホールポンプを整備することにより、流域下水道の流入点への円滑な流下が可能となります。

(8)流域下水道管理運営負担金

○東毛流域下水道の処理場及び管路施設の維持管理に要する費用について、流域下水道の関係市であるみどり市、桐生市が汚水排水量に応じて負担しています。流域下水道施設の維持管理を適切に行うことで汚水処理が円滑に行われます。

4. 合併処理浄化槽の設置推進

(1)浄化槽設置整備補助事業

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に切り替える工事に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付しています。また、単独処理浄化槽からの転換については、配管工事費も補助対象としました。引き続き、補助金制度の周知、PRに努め、転換を促進していきます。

(令和元年度転換基数:48基 令和2年度転換基数:61基)

■課題と今後の方向性

○簡易水道

- ・有収率の向上をめざし、引き続き、無効水の場所の特定に取り組んでいきます。
- ・人口減少及び施設の老朽化に伴う更新についての費用対効果について検討し対応していきます。

○小水道

- ・高齢化や人口減少に伴い、維持管理面での利用者の負担が大きくなっていることから、利用者の負担を現状維持もしくは軽減できる方策を利用者との協議により検討すると共に、安定的に水を供給できる体制を継続していく必要があります。また、経年劣化により設備の老朽化が進んでいることから、長寿命化について検討し計画的に改修を行う必要があります。

○公共下水道

- ・総人口に対する汚水処理人口の割合で表す、汚水処理人口普及率では、令和2年度末で全国平均92.1%、群馬県平均82.6%に対し、みどり市は64.0%で、群馬県内において29番目となっています。群馬県汚水処理計画では、令和9年までに91.7%まで向上させるとし、みどり市においては74.5%まで向上させることを目標としています。今後も公共用水域の水質保全を図るため、下水道管渠整備及び合併処理浄化槽への転換などを推進していく必要があります。

・公共下水道の整備には、長期にわたる事業期間と多額の投資額が必要となりますが、国の政策転換や、使用料収入の減少による財源不足や、将来の人口減少に伴う人口密度の低下により、現在の事業計画区域であっても投資効果が見込めなくなることも考えられます。公共下水道への接続率の向上や、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を促進しながら、土地利用やまちづくり、整備効率を踏まえた上で、現在の計画において未着手の区域については、下水道事業計画を見直し、公共下水道と合併処理浄化槽を併せたベストミックスを推進していく必要があります。

・整備済みの施設についても、建設後28年以上が経過し、人口減少や節水機器の普及等による使用料収入の減少が見込まれる一方、施設の老朽化に対応するための改築・更新費用の増加が見込まれることから、ストックマネジメント計画の策定により、老朽化の進展状況を捉え、優先順位つけながら、改築更新費用の平準化を図る必要があります。

・将来の人口減少や施設老朽化等、公営企業の経営環境が厳しさを増す中で、将来にわたり安定的にサービスを提供していくため、みどり市公共下水道事業は、令和2年4月から公営企業会計に移行し、事業の経営状況や財政状態の明確化を踏まえ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいくとともに、維持管理や人口減少に伴う収入の補填と将来の維持更新費用の捻出のため、使用料の改訂も検討していく必要があります。

・サービス水準の維持や災害時等の人員体制を確保するため、民間委託や内外研修等の積極的な活用により、下水道事業に精通した職員の育成、知識・技術の継承に努めていきます。

[基本政策]	
4	潤いある快適なまちづくり(生活基盤)
[施策]	
2	公共交通の充実
[施策のめざす姿]	
公共交通の利便性が高まるとともに、交通弱者の交通手段が確保されます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
02	—	市内の移動に困らない市民の割合	%	78.9	78.9	77.9	75.4			84	
02	01	市の運営・補助による生活交通機関利用者数	人	35,648	32,915	32,410	21,980			40,000	
02	02	市内全駅の年間乗降客数	万人	168	166	164	108			171	

■施策の総合評価

電話でバスでは、予約方法の見直しやバス停の新設などを行い、より利用しやすい環境の整備に取り組んできましたが、移動に困らない市民の割合は目標値に至っていない状況です。バスの利用方法等の市民周知を強化するとともに、予約や運行における利便性・効率性の向上に向けた対応を検討していくことが必要となります。

阿左美駅の整備など、公共交通の利用環境の向上にも取り組んできましたが、バス・鉄道とも新型コロナウイルスの影響で利用者が大幅に減少し、今後もコロナ前の利用者数に戻すことは困難な状況であります。そのような中で、市民の利用促進と、市外から訪れる観光客等の増加を図るため、庁内関係部署間の連携や、関係事業者、関係団体、沿線自治体と協力した環境整備、誘客促進に取り組み、公共交通の利用者増加を目指します。

また、現在の社会情勢や市民ニーズを考慮した上で、利用状況の検証を行いながら、市内各地域に適した公共交通の運行形態について、利用者や事業者等と協議をしながら検討を進め、市民の利用しやすい移動手段の確保に取り組んでいきます。

■ 主な取組

1. 生活交通の充実

○多くの市民（特に車の運転が困難な高齢者など）の移動手段を確保するため、笠懸町・大間々町では「電話でバス」を、東町では「東町路線バス」を運行しています。

○「電話でバス」では、予約の取りにくさを解消するため、平成30年4月から乗車3日前の予約を可能とし、令和2年4月からはスマートフォン等を利用したWEB予約も可能となりました。また、必要に応じて、医療機関や商業施設などにバス停を新設するとともに、桐生市との連携により、桐生厚生総合病院や新桐生駅などにバス停を設置し、利用環境の整備を行いました。

【利用者数】R02:17,628人 R01:23,234人 H30:23,256人

○「東町路線バス」は、多くの観光客の交通手段としても利用されているため、わたらせ渓谷鐵道の到着時刻との係を図り、車内放送では市観光大使の小倉唯さんの音声を使用しています。

【利用者数】R02:3,553人 R01:8,310人 H30:8,936人

○東町の市民の日常生活に必要な交通確保のため、公共交通空白地有償運送事業者に対する補助を行っています。

【利用者数】R02:799人 R01:866人 H30:723人

2. 鉄道利用環境の向上

○わたらせ渓谷鐵道や上毛電気鐵道に対して、沿線の自治体と協調した補助を行い、地域の公共交通サービスの確保及び鉄道の安定運行の維持を行っています。令和2年度には、新型コロナウイルスの感染拡大防止や、鉄道運行の維持継続を図るための追加支援を行いました。

○市内を走るJR東日本や東武鐵道に対して、広域からの誘客促進や利用者の利便性向上を図るため、要望活動や情報交換などに取り組んでいます。また、JR両毛線や東武鐵道伊勢崎線の沿線自治体と協力した周知PR活動を行っています。

○阿左美駅の駅舎及び駅前広場の整備が令和2年度に完了し、鉄道利用環境の向上と、駅を拠点とした地域活性化の機能強化を図りました。

○わたらせ渓谷鐵道を利用して東町から高等学校等へ通学する生徒の通学費を負担している保護者に対して、定期代の補助を行っています。

【補助実績】R02:628,730円（14人） R01:933,080円（21人） H30:647,930円（17人）

■ 課題と今後の方向性

1. 市内バス運行の環境整備による生活交通の充実

○電話でバスは、予約の状況によっては希望する時間に利用できないことや、乗合率の低さが課題として挙げられているため、バスの運行方法や予約方法の見直しを検討することが必要です。

○東町路線バスは、利用者の低さが課題であるため、市民と観光客にとって重要な交通手段の観点から、これからの東町にあった公共交通のあり方について検討することが必要です。

○市内のバス利用者は減少傾向にあり、特に新型コロナウイルスの感染拡大が大きく影響しています。交通手段としての利便性や効率性と合わせて、感染症対策により市民が安心して利用できる環境整備に、交通事業者と協力して取り組みます。

2. 鉄道利用の安全性・利便性向上による利用者の増加

○鉄道利用者は徐々に回復が見込まれますが、コロナ禍において、主に通勤・通学者の自家用車等への交通手段変更が見られます。今後は、さらなる安全性や利便性の向上を図り、鉄道事業者や沿線自治体と連携して、観光客も含め、利用者の増加に取り組んでいく必要があります。

○令和3年度から「岩宿駅を核とした総合的なまちづくりプラン」策定に着手するため、JR東日本と情報交換を開始しました。人口減少や少子高齢化が進む中で、持続可能な暮らしの確保に向けて、主要駅を核としたまちづくりを展開するとともに、駅舎の利便性を向上させ、駅利用者の増加を図ることが必要となります。

[基本政策]	
5	質の高い利便性あるまちづくり(都市基盤)
[施策]	
1	特色あるまちづくりの推進
[施策のめざす姿]	
地域の特性に合った特色あるまちづくりが推進されます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
01	—	地域の特性にあったまちづくりができていると思う市民の割合	%	68.7	75.4	82.7	83			70	○
01	01	住宅地、商業地、工業地、農地等の土地利用(配置)や開発が有効にされていると思う市民の割合	%	69.6	77	82.7	82.7			70	○
01	02	緑に親しめる環境があると思う市民の割合	%	76.4	76.9	75.1	72.9			80	
01	02	公園・緑地面積	ha	26.8	27.8	27.8	27.8			28.1	

■施策の総合評価

地域の特性に合った特色あるまちづくりにおいて、市内各地域では、都市基盤整備が着実に進んでおり、その周辺地は開発需要の高まりにより、新たな住宅地や商業地、工業地が進展しています。また、各地域は、既存の緑地景観にも恵まれており、緑に親しめる憩いの場の環境も備わっていることから、市民の満足度は高いものと考えられます。

今後は、市内にある「公共交通や都市施設が集まる生活利便性の高い既成市街地」、「主要幹線道路の整備により新たな開発需要が望める地域」、「地域経済の活性化や雇用創出につながる新たな産業団地」、「居住と農業が共生する地域」の特長や機能を活かし、都市計画制度の導入により将来に向けた持続可能なまちづくりを推進するため、更なる満足度の向上が期待できます。

また、令和3年10月には、みどり市景観計画が施行となり、良好な景観が保全されるとともに、景観法に基づく諸施策を活用した景観まちづくりを展開することで特色ある景観が創出されるため、更に地域の魅力が高まり、交流人口の増加や移住・定住の促進が期待できます。

■主な取組

1. 秩序ある土地利用の推進

(1) 国土調査事業

○国土調査事業については、大間々地区の全体計画面積5.4haのうち、令和2年度時点で2.61haの調査が完了しており、おおむね計画どおり事業が進んでいます。

(2) 土地利用計画事業

○近年、頻発化・激甚化する自然災害や加速する社会資本の老朽化、人口減少と高齢化の更なる進行など、社会情勢の変化を的確に捉え、安全安心な秩序と魅力ある持続可能なまちづくりを推進するため、都市計画マスタープランの改定作業に令和2年度から着手し、令和4年度の策定を目指します。

○都市計画マスタープランに掲げる地域拠点の候補地である岩宿駅周辺は、各地域の拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの中核となり、駅を中心に地域一体とした利便性や魅力の向上を図る必要があるため、令和3年度から「岩宿駅を核とした総合的なまちづくりプラン」の策定に着手するとともに、JR東日本との情報交換会議を開始しました。

(3) 都市計画道路事業

○国道50号前橋笠懸道路の事業進捗に合わせ、地域の生活利便性の向上やコミュニティの確保のため、都市計画道路天神拾四丁線の事業に令和2年度から着手しました。都市計画道路天神拾四丁線は、令和4年度に開校する笠懸西小学校の通学路機能も有するため、学童の安全安心が確保できるよう早期完成を目指します。

○令和元年度に市長が会長を務める太田藪塚インターチェンジアクセス道路整備促進協議会の総会を12年ぶりに会合で開催し、桐生市、太田市の関係者と、要望道路(主に渡良瀬幹線道路)の早期完成に対する思いを確認しました。また、令和2年度からは総会の後日に群馬県知事や群馬県議会議長への要望活動を行い、施行者である群馬県に対して地元の熱意を伝えました。

(4) 都市計画道路機能評価事業

○群馬県が施行者となる渡良瀬幹線道路を新たな都市計画道路に位置付けるため、既決定の都市計画道路との整合性について検証するとともに、長年にわたり未改良区間がある都市計画道路は、社会情勢の変化を踏まえて現在における必要性や妥当性を検証し、変更や廃止の方針を定める見直し作業を平成30年度から着手しました。都市計画道路の見直しは、7段階の検証作業を経て行い、令和4年度の原案作成を目指します。

(5) 景観計画策定事業

○地域の良好な景観を保全するとともに、特色ある景観を創出するため、令和3年10月に景観計画を施行しました。景観法に基づく様々な施策を活用して市民・事業者・行政の協働により景観まちづくりを展開し、地域の魅力を高めます。

2. 緑地空間づくりの推進

(1) 都市公園等整備事業

○広域的な誘客やスポーツによる地域間交流の促進、更には防災性を強化し、地域の活性化と安全安心を確保するため、西鹿田グリーンパークを総合公園として令和元年9月に都市計画決定しました。公園整備にあたっては、盛土造成事業者である群馬県や地元関係者と連携し、令和7年度の供用開始を目指します。

3. 施策の総合推進

(1) 公園管理総務事業

○市民が公園等を安全で快適に利用できるよう、遊具等の修繕や樹木剪定・除草などの施設管理を継続して行います。

○地域バランスがとれた公園等の計画的な配置や緑地の保全と活用により、市民の憩いの空間が身近なものになるよう市内の公園や広場、運動場の適正配置を検討する「公園・広場・運動場配置計画」の策定に令和3年度から着手しました。

■課題と今後の方向性

○人口増加による宅地化の進展の一方、都市計画制度による土地利用規制が行われていないため、宅地化が無秩序に進展し、住宅・商店・工場などの土地利用の混在が進行しています。将来にわたり暮らしの成長と、持続可能なまちづくりを推進するためには、都市計画制度の活用により地域の特性に合った土地利用を誘導し、都市基盤が整備された利便性の高い「まちのまとまり」を形成する必要があります。

○都市計画道路は、まちの骨格を形成する最も根幹的な都市基盤であり、まちなかの交通処理や市街地の形成、防災性の向上など、市民が安全安心で快適に暮らせる様々な効果をもたらすため、群馬県が進める渡良瀬幹線道路を主軸にした都市計画道路の見直し後は、土地利用の動向や他事業との連携、財政状況等を考慮し、優先度の高い路線を定め、早期に効果が発現できるよう計画的に整備する必要があります。

○公園・広場・運動場配置計画の策定において、各公園等が有する「市民の憩いの場としての空間」、「災害時の避難場所」など、機能を整理するとともに、地域の配置バランスや利活用状況を検討し、集約の役割を果たす新たな施設整備や既存施設の統廃合について推進する必要があります。また、公園等の敷地で、必要性の高い借地は、計画に基づき公有地化を推進する必要があります。

○国土調査は、作業難易度が上がる市街地の中心部に範囲を広げるため、全体計画の進捗管理について精査が必要になります。

[基本政策]	
5	質の高い利便性あるまちづくり(都市基盤)
[施策]	
2	道路の整備と浸水対策の推進
[施策のめざす姿]	
道路が整備され、安全・快適・迅速に移動することができます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
02	—	道路の整備状況に対する満足度	%	33.8	28.8	35.8	38			40	
02	01	市道の新設及び改良延長	m	26,876	30,436	31,961	34,196			38,876	
02	02	市道・橋梁の維持管理上の瑕疵事故件数	件	2	4	3	4			0	
02	02	市道補修対応率	%	95	95	95	95			96	
02	03	道路冠水箇所数	箇所	4	4	4	4			0	
02	03	床上・床下浸水家屋数	箇所	3	0	0	0			0	○

■施策の総合評価

道路整備に対する満足度や新設及び改良延長の増加など、取組の成果が表れています。

残念ながら、路面劣化などに起因する瑕疵事故については発生を抑えることができなかったため、危険箇所の早期発見に向けたデジタル技術活用等の検討や、予防的な補修対応による事故の未然防止に努めます。

また、近年顕著である短時間でのゲリラ豪雨等に対しては、国や県と連携を図りながら、治水対策事業を重点的に進めており、床上・床下浸水家屋の発生防止の継続的な実績確保につながっています。ただし、抜本的な解決に時間を要する道路冠水への対応については、発生の抑制に至っていないことから、引き続き解消に向けた取組が必要です。

■主な取組

1.市道・橋梁の整備の推進

○ 市民の暮らしや地域の発展に欠かせない社会基盤として、駅や主要国県道へのアクセス市道、通学路など交通の安全確保が必要な市道等を中心に事業を推進しました。

市道の新設及び改良延長 R2年度2,235m R元年度1,525m R30年度3,560m

○ 東武鉄道「阿左美駅」移設に併せて事業を進めていた「駅前広場整備」が令和2年度末に完了し、周辺地域や公共交通利用者の利便性が大きく向上しました。

2.市道・橋梁の維持管理

○ 重要構造物である「橋梁」については、5年に1回の定期的な点検を踏まえた「橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて補修や修繕工事を行い、計画的かつ効率的な維持管理を実施しています。

○ 供用している市道の安全な通行環境を確保するため、巡回パトロールの実施を通じて必要な補修・修繕・除草をはじめ、緊急的な応急対応など、適切な維持管理業務を実施しています。

シルバー人材センターの穴埋めや道路清掃・草刈委託件数 R2年度746件 R1年度896件 H30年度906件

3.道路冠水・浸水対策の推進

○冠水被害の発生が多い地域を中心に、対策として排水路や調整池の整備を進めました。また、山間部では雨水流出への対策として、水路工の整備などを行っています。

○笠懸町地区では、石田川流域のC1調節池(笠懸東小学校から約500m南)への集水区域にある身無2-2排水区において、総延長2,503.6mの雨水幹線管路整備を平成28年度に着手し、令和20年度までの完成を目指して事業を進めています。

■課題と今後の方向性

○道路整備については、国道50号前笠バイパスや渡良瀬幹線道路などの国や県が進める広域幹線道路事業と整合を図りながら、計画的かつ効率的に市道整備を進める必要があります。

○浸水対策については、C1調節池集水区の大規模な雨水幹線管路整備が必要であり、このうち岡登3排水区(4.8ha)は令和元年度に完成、身無2-2排水区(53.2ha)は、第1期区域の令和9年度完成を目指して事業を進めるとともに、第2期区域以降の整備や複数の調整池と枝線整備についても、早期の効果発現を目指して、段階的に実施する必要があります。

○令和4年度以降の道路整備や浸水対策事業実施にあたっては、現在策定を進めている「道路・治水プログラム」による今後10年間の取組指標や成果目標を踏まえた整備方針に基づいて、客観性と透明性を確保した計画的な事業展開を図ることにより、市民への事業進捗状況の周知をはじめ、民間投資や企業誘致の促進にもつなげます。

○「建設産業」の就労環境改善や生産性向上等に関する国の要請に基づく取組として、計画的な事業実施や年度を跨いだ工期設定による発注の平準化など、担い手確保に向けた取り組みを進めます。

[基本政策]	
5	質の高い利便性あるまちづくり(都市基盤)
[施策]	
3	住宅・土地の利活用促進
[施策のめざす姿]	
市内の土地、住宅等の資産が有効活用され、多くの方が安全に居住できます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
03	—	空き家率	%	10 (H25 実績)	10 (H25 実績)	10 (H30 実績)	10 (H30 実績)	国の統計調査結果を指標としているため、H30実績が最新値		10	○
03	—	新規住宅建築件数	戸	193	271	250	223			220	○
03	01	空き家の利活用件数(累計)	件	2	6	6	6			24	
03	02	遊休資産を活用した住宅着工戸数	戸	0	0	0	0			3	
03	03	民間開発の指導戸数	区画	33	88	99	63			35	○
03	04	公営住宅の入居率	%	79	77	67	65			85	

■施策の総合評価

新規着工建築件数は200件前後で推移しています。公営住宅の入居率はR4年度の目標85%に届かず減少傾向にあります。空き家の利用件数は相談会等を実施し増加傾向にあります。

土地・住宅などの有効活用については関係部署や関係団体との連携を図り、住みやすい環境づくりに向けた施策の展開が必要です。

■主な取組

1.良好な住宅環境

○住宅に快適に住み続けることができるよう、住環境の向上のために住宅を改修する際の補助事業を行いました。

○空き家の実態把握を行うとともに、所有者への適正な管理指導により、周囲の住民に迷惑をかける宅地内からの雑木の除去依頼等を行いました。安全・安心な生活環境の維持と資産として良好な状態の維持に努めます。

○住環境に関する多様な苦情に対応をするため、関係機関と連携して発生元への指導、再発防止に取り組みました。 苦情対応件数 181件(R2年度)

○東町移住定住促進住宅事業

平成31年4月1日付けでみどり市東町移住定住促進住宅条例を制定し、沢入地区共同交流生活ハウス「いきがい」及び中野移住定住促進住宅を管理しています。
入居実績 平成30年度1名 令和1年度6名 令和2年度5名（全て地域おこし協力隊員及びその家族）

2.遊休資産の活用

○空き家や遊休地を有効活用するため、都市部などからの移住の促進や、市民の定住化のためにホームページに市内の空き家を紹介し、空き家の活用に取り組みました。

○販売分譲地（東町3区画、大間々町1区画）の4区画について、販売までの適正管理を行うとともに、令和2年度では、現在の地価に合わせた販売価格に見直し、価格を下げました。

○首都圏などからの移住を促進するため、移住相談会（対面または、オンライン）に参加し、移住希望者への相談やHPでの移住情報の発信を実施しました。※相談会は、令和2・3年度はオンラインで実施しました。

3.民間開発の適正指導

○新規住宅建築件数

不動産取得税、固定資産税の減免や住宅ローンの金利優遇などが受けられる長期優良住宅の認定を促進しています。

○民間開発の指導戸数

みどり市土地開発事業指導要綱に基づく、民間宅地開発の指導を実施しています。

4.公営住宅の管理

○公営住宅は、長寿命化計画に基づいて維持管理する住戸の改修と耐用年数を超過したため、用途廃止する住戸の解体を進めました。

■課題と今後の方向性

○販売分譲地の4区画は、造成当時（H11、H16）の販売条件となっており、市町村合併前に人口確保を重視して設定されたものであることから、近隣自治体の販売条件と比較すると厳しい内容であり、市場の競争では不利になることが想定されます。そのため、今後は更に購買意欲が高まる販売条件に見直し、移住・定住の促進を図り、遊休資産を活用した住宅着工数を増やす必要があります。

○新規住宅建築件数は、令和元年度より建築件数が減少していますが、民間開発による分譲地造成のストック分での新築工事が見込まれるため、緩やかに例年並の水準に戻る傾向が予想されます。

○民間開発の指導戸数は、令和元年度までの数年間は消費税増税前の需要増があったと考えられますが、令和2年度は例年並の水準に戻る傾向が見られます。今後も大幅な指導戸数の増は見込めませんが、笠懸地区を中心に底堅く推移していくものと思われます。

○市営住宅については、長寿命化計画に基づいて維持管理していく中高層の市営住宅の入居率を上げ入居者を集約することが必要です。入居率向上と、内外装の長寿命化（近代化）が必要であり、改修費用確保が課題となります。耐用年数を超過した木造住宅については、退去後に解体を行う予定です。市営の木造住宅は入居年数が長く、高齢な入居者が多いため、引っ越しを提案しても、退去いただけない建物があります。

○生活環境においては、不法投棄や野焼きなどモラルやマナーの低下が原因と思われる苦情が多いため、モラルやマナーに関する市民意識の向上につながる啓発に取り組んでいく必要があります。

○東町移住定住促進住宅は、今後も地域おこし協力隊の定期的な入居が見込まれるため、適切な維持管理を行っていきます。

○移住・定住については、支援情報としてホームページ内に支援施策をまとめて掲載していますが、今後さらにわかりやすく整理し、特色ある取組などについて引き続き情報発信していく必要があります。また、市単独のオンライン相談を実施するなど、移住、定住への垣根を低くする取り組みを検討していく必要があります。

[基本政策]	
6	にぎわいと活力あるまちづくり(産業経済)
[施策]	
1	農林業の振興
[施策のめざす姿]	
安定的な農林業が営まれます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
01	—	認定農業者数	人	178	185	187	187			179	○
01	01	農用地利用集積面積	a	24,939	24,977	25,032	24,810			25,000	
01	01	新規就農者数	人	5	3	8	1			5	
01	02	農業水利施設等に関する苦情件数	件	42	30	43	41			35	
01	03	林業事業体数	団体	12	10	10	10			15	
01	03	新規林業従事者数	人	2	9	4	0			3	
01	04	農産物等の被害額	万円	7,952	6,703	5,603	5,614			7,000	○

■施策の総合評価

【農業振興について】

農業者の高齢化が進む中で、認定農業者数は目標値を上回る状況にありますが、一方、新規就農者数は期間中の平均で4名であり、目標をやや下回る状況です。また農地利用集積面積は増加傾向にあったものの、令和2年に減少し目標値を下回りました。

優良農地が南部の平野部に集中する本市の地勢において、引き続き宅地化など農地への開発圧力が生じていることから、市街の発展と農業振興とのバランス図りつつ、新たな担い手の確保・育成や、特徴的な産地としての地位確立に向け、国・県等の各種補助制度も活用しながら農家の支援に取り組んでいます。

【林業振興について】

林業事業体の数は減少しているものの、新規林業従事者数は5カ年の平均で目指そう値を上回っており、産業としての活性化と世代交代が一定程度図られたものと捉えられます。また、指標値ではないものの、市内の素材生産量は近年増加傾向で推移しており、今計画期間中に行ったラミナ加工施設やペレット製造施設の整備もあって、林業生産活動が活発化していると考えられます。

農産物等の被害は、全体的には減少していますが、獣種別にみると増加している獣種もあります。特に、みどり市の農林業被害額の大部分を林業被害が占めており、この被害をもたらすシカやクマへの対応が必要となっています。

■主な取組

【農業振興関係】

1. 農業経営基盤の強化

- ・省力化や品質向上に取り組む農家を支援するため、国・県の補助事業と連携して、ICT機器導入に係る補助事業を令和元年度より開始しました。
- ・また、ナスの産地としてのみどり市の地位を確かなものとするため、令和2年度より、新規就農者に対しナス苗の購入費補助を開始しました。

2. 農業生産基盤の整備

- ・土地改良区が行う農業用水路の整備に対し、費用の一部を負担し、施設改修を推進しました。
- ・東町において、東村土地改良区への委託により、農業用水路と一体となっている道路側溝及び排水路の維持管理を実施しました。

【林業振興関係】

3. 持続可能な林業の振興

- ・ラミナ加工施設の整備や、製材過程で生じる端材を活用した木質ペレットの生産、そのペレットを活用したペレットボイラーを施設園芸農家や宿泊施設等に導入するなど、素材から低質材まで、幅広く森林資源を活用し貨幣価値に変えられる流れが市内に整ったところです。
- ・また、市内に誘致したコンテナ苗生産施設が稼働し、当初の生産目標(年10万本)を概ね達成するなど順調に操業しており、利用適期を迎えた人工林で伐採から再造林へと循環利用する体制が市内に整いつつあります。
- ・木材利用の促進として、わらべ工房においてコロナウイルス感染症対策として木製の消毒液スタンドを多数作製しました(市内各施設への配布315基、販売93基)。
- ・観光道路として利用が多い林道路線について、年2回定期的な路面清掃を実施するなど、副次的効果も見据えた基盤整備も実施しています。

4. 有害鳥獣による被害の軽減

- ・市内の捕獲隊に従事することを条件に獣免許取得に係る費用の補助をする「銃猟免許取得補助」を令和2年度に制定したところ、延べ3名の申請がありました。
- ・令和元年度から、種猟期にも有害鳥獣捕獲ができるよう、箱わなでの捕獲を実施し、捕獲数が増えました。(イノシシの捕獲実績:125頭、233頭、249頭 ニホンジカの捕獲実績:428頭、451頭、588頭)
- ・平成30年度からサル捕獲用の大型囲いわな(地獄檻形式)を導入し、一度に大量の捕獲ができるようになりました。(ニホンザルの捕獲実績:74頭、133頭、190頭)

(頭数の表記はいずれもH30年度、令和元年度、令和2年度の順)

■課題と今後の方向性

【農業振興関係】

- ・農業者の高齢化もあって担い手が減少傾向にあることから、群馬県や各関係機関と連携し、就農相談等により新たな担い手の確保に努めていきます。
- ・省力化や品質向上・収量増加等を目的としたICT機器の導入を推進する中で、野菜の栽培が盛んであるという地域の特性を伸ばし、産地の形成と農家所得の向上に努めていきます。
- ・東町をはじめとする中山間地域については、農業者の高齢化・集落の過疎化・有害鳥獣による農作物被害などにより耕作意欲の低下が進んでいます。このため、集団営農活動の維持に努めることで引き続き作業負担の軽減を図り、併せて担い手の確保と持続的な有害鳥獣対策に取り組むことで、現在の農地を維持保全し、景観形成や水源かん養といった多面的機能の維持向上を図っていきます。

【林業振興関係】

- ・本計画における取組みにより、以前は市外に持ち出して販売するしかなかった状況が大幅に転換しました。今後は、森林が有する木質資源と貨幣価値をさらに市内で循環させ、より大きな効果を生むことで、森林・林業に携わる事業者の所得向上を実現し、中山間地の担い手の増と人口流出防止に資するべく、さらに取組みを進めていきます。
- ・また、わらべ工房を森林や林業について学ぶ場として捉え、地域おこし協力隊の協力も得つつ出前ワークショップ等を行い、地元産木材を使用した木工体験ができるよう積極的に活用していきます。
- ・有害捕獲については、多くの獣種で捕獲数が増えています。捕獲を担う有害鳥獣捕獲隊員の高齢化が進んでいます。ICTを活用した捕獲機材の導入などで従事者の負担軽減を図り、また令和2年度に制定された銃猟免許取得補助金を活用するなど、担い手の育成を進めていきます。

[基本政策]	
6	にぎわいと活力あるまちづくり(産業経済)
[施策]	
2	商工業の振興
[施策のめざす姿]	
商工業の発展により地域が活性化され、就業機会も拡充されます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
02	—	年間商品販売高	億円	931 (H26実績)	1022 (H28実績)	1022 (H28実績)	1022 (H28実績)	国の統計調査結果を 指標としているため、 H28実績が最新値		940	○
02	—	製造品出荷額	億円	947 (H26実績)	848 (H28実績)	848 (H28実績)	848 (H28実績)			950	
02	—	法人市民税(法人税割)納税者数	事業者	462	458	465	489			470	○
02	01	創業支援事業を活用した創業者数	人	11	12	12	20			20	○
02	01	起業家チャレンジ資金活用による開業者数	事業所	11	12	12	12			17	
02	02	事業所数(卸売業・小売業)	事業所	590 (H26実績)	584 (H28実績)	584 (H28実績)	584 (H28実績)	国の統計調査結果を 指標としているため、 H28実績が最新値		590	
02	02	事業所数(製造業)	事業所	450 (H26実績)	450 (H28実績)	450 (H28実績)	450 (H28実績)			450	
02	02	商工会の会員数	事業所	1,402	1,375	1,352	1,350			1,430	
02	02	市内の商店で日常の買い物をする市民の割合	%	86.7	86.7	88.7	90.4			90	○
02	03	新規求人数	人	7,757	8,520	8,795	8,293			7,900	○
02	03	勤労者向けの支援を活用している人数	人	360	337	309	256			360	

■施策の総合評価

年間商品販売高、製造品出荷額、事業所数(卸売業・小売業)、事業所数(製造業)の実績値については、国の統計調査(経済センサス)結果を指標としているため、最新値は統計調査の確定値を反映します。参考に経済産業省が公表している統計資料(リーサス)において、市内企業の売上高の推移を見ると、平成28年から30年にかけては減少傾向にありましたが、令和元年には回復傾向を見せております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度の数値については今後になりますが、市内経済の様々な分野で影響が出ており、業績が悪化した業種がある一方で、コロナに絡んだ需要から好調に推移する業種も出てしていると認識しています。

また、法人市民税の納税者については、わずかながらも増加していて目標値をクリアしています。しかし、後継者不足や事業継承の課題により経営が順調にもかかわらず廃業する事業者も見られることから支援が必要であると捉えており、商工会などとも連携していきたいと考えています。

商工会の会員数については、減少傾向にありますが、コロナ禍における相談対応等で新規加入者が増えているとも伺っており、今後も継続した増員対策をはたらきかけていきます。

市内の商店での日常の買物をする市民の割合と新規求人数については、目標値を達成しています。しかし、買い物場所が大型店舗へ集中する傾向があり、地元商店の利用率低下が懸念されます。

また、新規求人数については、目標値を達成している状況ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済状況の悪化など、厳しい雇用状況が継続することが考えられます。

勤労者向けの支援を活用(商工会が取扱う退職金共済制度)している人数は、目標値を下回っている状況であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、全体的な雇用悪化が今後この数値にも影響してくることが予想されます。

■主な取組

1. 地域産業の活性化の促進

○新たに起業する者が空き店舗を有効活用できるよう、平成28年度から新規出店者に対し店舗改修に係る経費及び店舗賃借料の一部補助を開始しています。

・空き店舗活用補助金実績 R3 : 1 件(改修費(見込み)) H29: 2件(賃借料) H28: 2件(改修費/賃借料)

○市外から企業を誘致し、市内企業の市外流失防止を図ることにより、雇用の拡大及び地域産業の活性化を目的に、企業立地促進事業を実施しています。取得した土地・建物等の固定資産税分及び新規雇用者に係る人件費分について、奨励金を交付するものです。

・企業立地促進事業 奨励金支給事業所数 R2: 4件 R1: 3件 H30: 3件

○産業集積の拠点となる団地整備を早期に実現させるため、平成31年度から専門部署を設置し、令和3年5月に群馬県企業局が整備する産業団地候補地にエントリーしました。市内外の企業1,000社に対して本市への立地に関する意向調査を行い、調査結果に基づく企業訪問を行うなどして候補地選定後に向けた調整及び準備を進めています。

○市内で製造された優れた食品や工芸品等のみどり市ブランド認証商品として認証することで、地域経済の活性化及び市のイメージアップを図ることを目的に実施しています。

・令和2年10月1日認証 食品 23品目 工芸品 7品目 合計30品目

2. 商工業の経営基盤の支援

○市内中小企業者の経営安定化を図るため、小口資金融資をはじめとした制度融資を実施しています。

○国・県・市・商工貯蓄共済の制度資金の借入金に対する支払利子の一部を補給し、経営支援を実施しています。

○新型コロナウイルス感染症の影響で低迷した市内経済の回復に向けた支援等を実施しています。

・小規模事業者感染症対策協力事業(R2) 給付件数 1事業者: 50,000円/1,342件/給付総額 67,100千円

・消費拡大支援事業(みどモス応援券事業)(R2) 配布済金額 249,610千円 換金額 246,539千円 換金率 99.97%

・制度融資の利率引き下げ 2.3% → 1.7%

3. 雇用就労の支援

○市民の木工技術・資格習得が促進され、地域産業の雇用促進及び担い手育成を目的に、桐生高等技能専門校の運営を支援しています。

○勤労者の生活維持の向上を図るため、金融機関と連携して勤労者資金貸付制度を実施しています。

■課題と今後の方向性

○空き店舗の利活用が進むよう、空き店舗所有者に積極的に働きかけると共に、商工会や金融機関などとも連携しながら物件の掘り起こしに努めます。○販路拡大や店舗改修等に係る補助制度を整備し、新規出店者や既存事業者が事業しやすい環境づくりを進めます。

○みどり市ブランドの認知度を向上させ、市内外の方にみどり市に愛着を持っていただけるよう、引き続き大型ショッピングモール等でのブランドフェアを開催していきます。また、未だ眠る優れた商品の掘り起こしや、地場産品の磨き上げ、商品PR等、意欲のある事業者と連携しながら地域全体を盛り上げるよう取り組みます。

○新型コロナウイルス感染症の拡大により悪化した経済状況の中で、市内中小企業の経営を支援するため、中小企業の事業に必要となる資金を円滑に調達できるよう引き続き、制度融資や利子補給等を行います。

○職業訓練校の受講者数が年々減少しており、市民への制度周知と企業への働きかけを行い、技術者の育成や担い手確保に繋がります。

○産業集積の拠点となる産業団地整備の取組を加速するとともに、企業訪問等を通じた企業誘致についても並行して取り組んでいきます。

[基本政策]	
6	にぎわいと活力あるまちづくり(産業経済)
[施策]	
3	魅力ある観光地づくり
[施策のめざす姿]	
観光地の魅力が増し、観光客が増加します。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
03	—	観光入込客数	万人	259	241	233	141			300	
03	01	観光資源数	件	27	31	34	34			30	○
03	02	観光プロモーションビデオ視聴回数	回	0	3,200	1,291	2,196			5,000	
03	02	観光PR件数	件	66	79	65	54			70	
03	02	大間々駅前観光案内所利用者数	人	23,478	27,260	19,890	12,446			25,000	
03	03	各種イベント開催時の観光客数	人	185,362	227,600	195,577	5,000			220,000	
03	03	みどり市観光ガイドの会利用者数	人	5,103	3,790	4,336	420			6,000	
03	04	観光施設の維持管理上の不具合により、施設等が使用できない件数	件	0	0	0	0			0	○

■施策の総合評価

魅力ある観光地づくりの根幹となる「観光資源数」については、めざそう値を達成しており、観光資源の横展開による地域を面で捉えた周遊観光の土台は構築されている状況です。

一方で、新型コロナウイルスによる影響による各種イベント等の中止、観光ニーズの多様化によりマストツーリズムからマイクロツーリズムへ方向転換等が顕著に表れており、観光客の人数を対象とした成果指標の達成は困難な状況です。

■主な取組

1.観光資源の発掘及び活用

(1)花桃の里づくり事業

○東町地区に花桃を10年で1万本植栽する計画に基づき、令和2年度は1,050本の植栽を行いました。
6年間における累計植栽数:6,031本

2.観光情報発信強化

3.魅力ある観光事業の推進

(1)低速電動バス運行時業

○低速電動バス(eCOM-8)を購入し、週末やイベント開催日を中心に「みどり市観光周遊バス」として運行を行いました。

令和2年:運行日数63日、乗車人数3,202人

(2)個人旅行誘客強化事業

○新型コロナウイルスの影響による観光需要の回復に向け、3密を避けて安全・安心に近隣で旅行を楽しむ新たな観光スタイルの事業展開を群馬県民向けに行いました。

○宿泊料の2,000円の助成を行い、1,392人の利用がありました。(市民298人、市外1,094人)

○上記宿泊者に対し、わたらせ渓谷鐵道又は上毛電気鐵道で利用できるフリー切符を付与し579人(宿泊者に対し41.6%)の利用がありました。

○非接触型スタンプラリーを開催し、観光客の市内周遊を図りました。

○上記に併せSNSフォトコンテストを開催し、1,334件の応募がありました。

○観光に特化したポータルサイト「みどり市観光ガイド いろどりみどり市」を構築し、みどり市の魅力を伝えることが向上しました。

○ポータルサイトの構築に併せデジタルガイドブックを作成し、情報発信力の強化を図りました。

4.観光施設の充実

(1)沢入地区キャンプ場管理事業

○東町の自然を活かしたキャンプ場運営を行い、緊急事態宣言に伴い49日間の休業をしたが、黒坂石バンガロー・テント村、ファミリーオートキャンプ場そうりの両施設で6,783人の利用がありました。

■課題と今後の方向性

○新型コロナウイルス感染症等を視野に入れ、時代の変化(SDGs、DX、ニューノーマル等)に対応した事業展開が必要です。

○令和5年度の公表に向けみどり市観光振興計画(第2次)の策定を進めており、当該計画をアクションプランと位置づけ、行政主導の観光事業から脱却を進めて行く必要があります。

○個人旅行誘客強化事業については、一時的なキャンペーン要素が強いため、事業終了後の利用者落ち込みが懸念される状況です。

○観光振興の核となる組織(法人)を設置し、観光業における推進・サポート体制の構築が必要です。

○キャンプ場等の老朽化した施設について、計画的な改修が必要です。

[基本政策]	
7	市民と行政が協働してまちをつくる(市民参加)
[施策]	
1	市民活動の推進
[施策のめざす姿]	
市民と行政が協働してまちづくりを行います。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
01	—	行政と市民が協働してまちづくりを行っていると思う市民割合	%	53.2	49.1	50.2	50			60	
01	01	ボランティア・NPO活動をしている市民割合	%	14.6	11.8	14.2	11.7			25	
01	02	行政区活動に参加している市民の割合	%	30.4	28.3	29.4	21.9			35	
01	03	ボランティア・NPO団体数	団体	40	40	41	35			50	
01	04	外国人・外国文化と交流する機会を持った市民の割合	%	7.6	9	7.3	7.2			10	

■施策の総合評価

市民と行政による「協働のまちづくり」を進める環境を整備するため、地域における市民活動の活性化を目指した取り組みを行っています。市民活動に取り組む団体の情報を市ホームページ等で市民周知を行うほか、地域活動への支援として団体や行政区に補助金の交付を行い、地域活動の活性化を推進しているものの、協働のまちづくりが進んでいると思う市民割合の成果向上にはつながっていない状況です。

地域内の様々な市民活動を、より活性化させるためには、市民の地域活動への理解や関心を醸成する必要があり、継続した取り組みが必要となります。市民アンケートの結果からは、市民活動に参加してみたいと考えている市民が一定の割合でいることから、意欲のある市民が、積極的に活動に参加できるよう、引き続き市民活動に関連する情報を広く周知していく必要があります。

また、市内在住の外国人は年々増加しており、日常生活において外国人と接する機会は増えつつあります。お互いの文化や生活上のルールを理解し、外国人を地域の一員として身近に感じられるような取り組みが必要です。

令和2年度は、コロナウイルスの影響により、地域や行政区の活動自体が実施できなかったことにより、地域活動に参加する市民が減少していると考えられるため、感染対策等に対応した実施方法を検討していく必要があります。

■主な取組

1. ボランティア・NPO活動の充実

○市民の地域活動への関心を高め、積極的な市民参加や団体間の連携強化を図るため、市内で地域活動に取り組む市民団体の情報を集約し、市ホームページに掲載を開始しました。また、地域活動を行う市民団体への参加を促す啓発記事を広報に掲載しました。

・ホームページ掲載団体 59団体

○みどり市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進につながる、将来の構想を持って地域づくり活動を行う団体の事業に対し、地域創生支援事業補助金を交付しました。補助事業の実施により、子育てや教育、観光などに寄与する事業が実施され、地域の活性化が図られました。

・補助金交付団体数 13団体

2. 行政区・自治会活動の充実

○行政区活動への支援として、円滑に活動が実施されるよう、各行政区に対して運営費補助や、各行政区で使用する備品や地区公民館の修繕等に対する補助を行っています。

3. 市民協働への体制整備

○市内への移住・定住の促進や地域活性化を図るため、地域おこし協力隊制度を活用し、市内で活動する隊員への支援を行っています。令和3年12月現在、5名が3年間の任期を満了し、4名が市内に在住しています。また、現在の隊員は14名で、東町及び大間々町において、農業や林業、観光振興の分野で活動しています。

○生活圈や経済圏を共にする桐生市と、行政の効率化や市民サービスの向上を図り、両市民がメリットを最大限享受することを目的に、令和元年に桐生・みどり両市共同で「桐生・みどり未来創生会議」を設置しました。両市長と市民委員で組織された会議の開催を通して、市民の意見を両市の連携事業の参考とすることにより、市民のまちづくりへの参画を推進しています。

・会議結果 これまでに公共交通や観光、防災・防犯など7つの連携テーマによる協議を行い、両市で13の連携事業に取り組んでいます。

4. 国際交流の推進

○日本文化や行政への理解や参加者同士の交流を深めるため、市内在住・在勤外国人を対象に、国際交流事業を実施しています。

・事業実績

平成30年度 外国人向け施設めぐり

令和元年度 外国人向けお祭り見学会

令和2年度 新型コロナウイルスの影響により事業中止

■課題と今後の方向性

1. ボランティア・NPO活動への支援

○地域活動の担い手の高齢化や固定化といった課題に加えて、新型コロナウイルスの影響による活動の自粛などにより、ボランティア・NPO活動をしている市民の減少が見られます。市民活動に関する情報を広く周知し、市民が活動に参加しやすい環境整備に努めるとともに、今後は、団体の活動を支援するための対策が必要となります。

2. 行政区・自治会活動への支援

○地域コミュニティの希薄化が全国的な課題となっと思いますが、地域のつながりは災害時などにおいて重要な役割を果たすため、行政区活動を通じて地域の交流が図られるよう、引き続き活動を支援する必要があります。

3. 市民協働の推進

○地域おこし協力隊隊員が定住できるよう、隊員活動や任期後の就業への支援と、生活全般に対するサポートについて、支援方法や体制を検討する必要があります。

○桐生・みどり未来創生会議などにより、市民の意見を取り入れながら、協働したまちづくりを推進することが必要です。

4. 国際交流の推進

○外国人・外国文化と交流する機会を持った市民の割合が未だ低い状況であるため、日本人市民と外国人市民が交流できる機会を設ける取り組みを進めていく必要があります。

[基本政策]	
7	市民と行政が協働してまちをつくる(市民参加)
[施策]	
2	人権尊重の推進
[施策のめざす姿]	
お互いの人権を尊重し人権が侵害されないで暮らすことができます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
02	—	この1年間で人権が侵害されたことがある市民割合	%	9.8	13	14.9	13.4			5	
02	01	各種人権侵害措置件数	件	0	0	0	0			0	○
02	01	人権に関する相談件数	件	191	185	240	198			200	／
02	02	男女共同参画社会が実現していると思う市民の割合	%	65.8	62.9	63.6	55.6			75	

※目標達成欄に斜線が記載されている指標は、社会情勢等の変化による影響が指標値の増減に大きく影響すると考えられるため、数値の向上や低下を目標としない指標となります。

■施策の総合評価

あらゆる人権被害を無くすため、啓発活動や人権教育などの施策を推進しており、市民意識の醸成など一定の成果は見られていますが、人権が侵害されたことのある市民割合は、目標値の達成には至っていません。

また、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについても、「みどり市男女共同参画プラン」に基づき、男女が自分らしく輝ける社会を目指して、各種事業を展開しておりますが、さらなる成果向上の余地がある状況です。

「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識などの固定観念は、時代とともに変わりつつあるものの、生活の中には未だに残っているところもあるため、男女平等や人権尊重の意識を深く根付かせ、無意識による偏見の解消に向けて、継続した啓発活動を行い、時間をかけて人権尊重の意識を浸透させていく必要があります。

男女共同参画を始めとする、様々な人権課題の解消に向けた施策を、引き続き推進することにより、すべての市民が地域社会の一員として、多様性を認め合い、互いに人権を尊重し、一人一人の能力や適性に応じて、活躍できる社会の実現を目指します。

■ 主な取組

1. 人権教育・啓発の推進

○あらゆる差別や偏見のない人権尊重のまちづくりを推進するため、市民一人一人が正しい理解と行動をするための指針として、平成30年4月に「みどり市人権教育・啓発に関する基本計画」を施行しました。

○学校における児童生徒への人権教育の実施や、人権展・人権講座の開催、研修会の実施により、市民や職員への人権啓発に取り組みました。

○DVや虐待などに関する相談窓口を、こども課家庭児童相談室に開設しました。

○人権課題を含む様々な相談に対する窓口として、青少年センター（ヤングテレフォン）や教育研究所にて対応をしています。

2. 男女共同参画の推進

○「男女がともに自分らしく輝ける社会を目指して」を基本理念として、平成22年に「みどり市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。現在は、令和2年3月に策定した「第3次みどり市男女共同参画プラン」に沿って、各担当部署が具体的施策に基づいた事業を実施しています。

【主な取り組み】男女共同参画講演会、父親を対象とした子育て講座、職員研修会、男女共同参画標語コンテスト、広報紙等による情報発信 など

○近年で増加傾向にあるDV（配偶者等からの暴力＝ドメスティック・バイオレンス）の被害を防ぐため、広報紙に相談窓口や意識啓発などの特集記事の掲載や、職員対象の研修会を開催し、市民や職員の理解を深める事業を実施しました。

○これまでの主な成果〔H20実績値 → R2実績値〕

- ・「男女共同参画社会」という言葉を知っている市民の割合の向上 [31.8% → 53.7%]
- ・性別役割分担意識に対し、反対である人の割合 [40.3% → 70.6%]
- ・審議会等における女性委員の割合 [16.3% → 28.8%]
- ・市職員課長以上の女性管理職の割合 [10.4% → 18.2%]
- ・男女の地域について「地域活動の場」で平等であると考える人の割合 [31.1% → 40.2%]

○第3次みどり市男女共同参画プランの進捗状況

各部署が、第3次男女共同参画プランに基づいて実施した具体的施策（45施策）について、令和2年度に「適切に実行している」または「概ね実行している」とする施策が全体の89%であり、概ね順調に取り組まれている状況です。一方で、新型コロナウイルスの影響等で「実施できていない」事業が11%あり、新たな取り組みを検討しています。

■ 課題と今後の方向性

1. 人権啓発のさらなる推進と相談体制の充実

○多岐にわたる人権課題について、多くの市民の理解や認識を深めるために、効果的な啓発活動を進めていく必要があります。引き続き、学校現場における人権教育や、市民を対象とした人権教育講座の開催などを通して、基本的人権が守られた平等で明るいまちづくりの推進に努めます。

○市民からの人権に関する相談を適切に受けられるように、県や関係機関とも連携し、相談体制の充実や、相談できる場所の情報発信に努めます。

2. 男女共同参画の実現に向けた取り組みの強化

○男女共同参画プランに基づいた取り組みにより、成果の向上が見られる分野もありますが、全体的に、より一層の市民意識向上と、女性の活躍できる社会の実現が求められています。

○市の目指す男女共同参画社会の実現に向けて、啓発活動の強化や、男性の育児・家事への参加促進、女性の就業支援、女性へのあらゆる暴力の根絶などに、関係機関とも連携しながら、積極的に取り組む必要があります。

○新型コロナウイルスの影響により、従来どおりの手法で実施することが困難な事業もありますが、新たな生活様式に即した形で、より成果が向上できるような取り組みを検討して、実施していく必要があります。

[基本政策]	
7	市民と行政が協働してまちをつくる
[施策]	
3	開かれた市政の推進と効果的な情報発信
[施策のめざす姿]	
広報により、必要な情報が届き、情報公開や広聴により開かれた行政になります。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
03	—	広報、広聴、情報公開によりみどり市が開かれた行政になっていると思う市民割合	%	73.8	76.7	77.3	77.3			75	○
03	01	市からの情報の質・量が十分であると思う市民の割合	%	78.5	89	90.4	89.4			85	○
03	01	広報みどりを読んでいる市民の割合	%	91	90.3	92.6	87.3			93	
03	02	市が行う広聴活動に満足している市民の割合	%	74.4	80.6	77.3	76.8			75	○
03	02	広聴活動による意見数	件	105	123	135	214			110	
03	03	個人情報 漏えい件数	件	0	0	0	0			0	○
03	03	公開・非公開の不服申立てで情報公開が決定した件数	件	0	0	0	0			0	○

※目標達成欄に斜線が記載されている指標は、社会情勢等の変化による影響が指標値の増減に大きく影響すると考えられるため、数値の向上や低下を目標としない指標となります。

■施策の総合評価

○基本事業に掲げた各成果指標のめざそう値達成状況は、「広報みどりを読んでいる市民の割合」を除いて、目標値を達成しており、「広報により、必要な情報が届き、情報公開や広聴により開かれた行政」という施策の目指す姿をおおむね達成している状況です。

○広報紙やホームページ、LINE等様々な情報発信手段を活用し、市民等に対して情報を提供しており、広聴活動も複数の広聴手法を用意しているため、高い指標値を維持できています。

○「広報みどりを読んでいる市民の割合」が令和元年度と比較して、5.3ポイント減少し低下しています。理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事やイベントが中止となり、表紙写真や記事内容がやや単調になったことが原因と考えられます。目標値を達成するため、市民に広報紙を手にとってもらい、読んでもらえるよう、分かりやすい紙面づくりに努めます。

○広聴活動については、「市長と未来トーク」といった新たな広聴手法を加えるなど、より市民が利用しやすい、意見が届けやすい環境を整えており、満足度は高いと考えます。市民からの意見数も増加傾向で推移しています。

○個人情報の漏えい件数及び情報公開の不服申し立てはともに0件で推移し、行政情報は適正に管理されています。

■主な取組

1. 広報活動の充実

○広報紙は、正確な情報を伝えられるよう、使用するフォントや文字サイズ、色等に配慮し、見やすく、分かりやすい紙面作製に努めています。

○ホームページ管理システムについて、高齢者や障がい者を含めて誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるように、音声読み上げ機能の改善や自動翻訳機能の追加等を行い、ウェブアクセシビリティの向上を図りました。（平成30年度）

- ・日本工業規格への適応度…H30年度：C、R1年度：C、R2年度：C
- ・総アクセス件数…H30年度：2,849,594件、R1年度：4,201,509件、R2年度：5,565,173件

○市民にタイムリーな情報を届けるため、LINEを積極的に活用し情報発信を行いました。

- ・投稿件数…H30年度：70件、R1年度：50件、R2年度：125件
- ・友だち数（配信有効数）…H30年度：1,289人（949人）、R1年度：1,575人（1,103人）、R2年度：2,315人（1,680人）

○定例記者会見について、平成30年度から開催回数を増やし、市の重要施策や新規事業などを発表する機会を増やしました。

- ・開催回数：4回→6回（R2年度）

○令和3年度から新たに阿左美駅前広場に設置したデジタルサイネージの運用を開始し、情報発信の強化を図りました。

- ・掲載件数…R3年度：23件（R3.4.1～R3.11.25）

2. 広聴活動の充実

○市民の意見を市政に反映するため、広聴はがき事業を継続して実施し、市民の意見を定期的に聴く機会を設けました。

- ・意見数…H30年度：29件、R1年度：28件、R2年度：23件

○市民団体やグループと市長との意見交換をする場として、平成22年度から実施していた「まちかど座談会」を、より市民に身近に感じてもらうため、平成30年度に「市長と未来トーク」と名称を改めリニューアルし、市民と行政による協働のまちづくり推進を図りました。

- ・開催実績…H30年度：13回、R1年度：1回（新型コロナの影響による）、R2年度：0件（新型コロナの影響による）

3. 行政情報の適正な管理

○市民の知る権利に対して情報公開等で適切に対応するとともに、行政情報の適切な管理を行っています。

■課題と今後の方向性

○広報みどりを読んでいる市民の割合が低下しているため、若年層を含めた幅広い年代に、手にとって読んでもらえるような紙面を作成する必要があります。

○ホームページについて、誰もが支障なく利用できるようウェブアクセシビリティの更なる向上が必要です。

○身近な情報伝達手段としてSNSが普及・定着していることから、動画配信を含めたSNSによる効果的な情報発信に取り組む必要があります。

○インターネット等の普及により、市が公開する情報を容易に入手する機会が増えていることから、行政情報や個人情報の一層の適正管理が必要となります。

[基本政策]	
8	自立した都市経営を実現する(行財政運営)
[施策]	
1	健全な行政運営
[施策のめざす姿]	
施策の成果が向上し、効率的かつ適正な事務が行われます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
01	—	市の行政運営が健全に行われていると思う市民の割合	%	69.1	74.1	74.5	76.5			80	
01	01	行政事務の執行において市民に支障があった件数	件	3	1	0	0			0	○
01	01	施策・基本事業の成果指標がめざそう値(目標値)を達成している割合	%	15.2	33.8	38.1	未確定			60	
01	02	能力・行動評価シートの着眼点を意識した人材育成が行われていると思う職員の割合	%	41.3	52.7	50	60.7			60	○
01	03	窓口サービスに関する市民満足度	%	95.2	95	95.6	95.8			96	
01	04	市民に影響した各システム・ネットワークのトラブル発生件数	件	0	1	0	0			0	○
01	04	情報漏洩等インシデント発生件数	件	0	0	0	0			0	○
01	05	庁舎等の設備の不具合件数	件	0	0	0	2			0	
01	06	近隣自治体等との連携により実施した延べ事業数	事業	44	53	53	57			60	

■施策の総合評価

施策の成果が向上し、効率的かつ適正な事務を行うためには、多様化する行政課題や市民ニーズに対応できるよう、職員一人ひとりの意識改革や能力を高める人材育成、丁寧な窓口対応などによる行政組織としてのレベルアップが必要となります。

そのため、行政評価による計画的な行政運営を柱としながら、人材育成や、近隣自治体、民間企業等との広域連携に取り組みました。また、ICT を利活用した行政事務の効率化、庁舎や駐車場を保守し、市民が安心して利用できる環境を整える取組を実施しました。それにより、各基本事業に設定しためざそう値の達成状況は向上が図れているため、概ね良好と言えます。

さらなる向上のためには、各基本政策における未達成の各施策・事業においては、再度PDCAサイクルにより見直し、改善を図る必要があります。また、今後も多様化する行政課題や市民ニーズ、社会の変化に適切に対応した事業への見直しを実施し、その結果をしっかりと市民へ伝え、行政運営の健全化を進めて行く必要があります。

■主な取組

1. 適正な事務執行と効果的な行政運営の推進

○行政評価システムを活用し、毎年度事務事業、施策・基本事業について進捗状況の評価を行いPDCAサイクルを回してめざそう値を達成するため取り組んでいます。

○ふるさと思いやり寄附金特産品等贈呈事業として、市のPR向上や財源確保を図るため、寄附に対する返礼品に体験メニューを追加するなど、徐々に返礼品の充実を図っています。令和3年度は、市内全事業者を対象として返礼品を募集しました。また、ふるさと納税サイトへの情報掲載を1サイトから3サイトに増やし、寄附者に対する情報発信を強化しました。

【返礼品の充実】平成29年度：37品⇒令和3年度：147品

【寄附件数】平成29年度：120件⇒令和3年度（9月末現在）：235件

2. 職員の人材育成の推進

○地方公務員のための研修機関（自治体学校）への派遣研修を拡充し、幹部職員の育成に取り組みました。また、国、県へ職員を派遣し専門の育成に取り組んでいます。

○職員研修は、役職ごとの階層別研修、その他特別研修等を実施し、職員一人ひとりの資質向上を図っています。

3. 窓口サービスの向上

○休日窓口、延長窓口の実施により、平日の開庁時間内に来れない市民向けにサービス向上を図りました。

○個人番号カードの普及促進に向けた周知をする一方で、増加する個人番号カード事務に対応するため、機器の増設や人員体制を拡充し、令和3年4月よりマイナンバー専用窓口を開設し、窓口の混雑緩和を図りました。

○令和3年度から個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等で住民票など各種証明が取得できるコンビニ交付サービスを導入しました。窓口以外、開庁時間外でも取得可能となり、市民の利便性向上のほか、窓口の混雑解消と事務の効率化を図りました。

○大間々庁舎に旅券発行業務窓口を設置し、旅券の申請・引き渡しを行えるようにしました。

4. ICTによる情報の適切な管理と利活用

○令和3年度にWEB会議システムやビジネスチャットの導入、各課へのタブレット端末配布によるペーパーレス化などICTを利活用し、業務効率化を進めました。また、令和3年度中にデジタル化推進計画を策定し、デジタル技術を活用した市民サービスの向上及び業務の効率化・省力化を計画的に進めていきます。

5. 庁舎等の有効活用

○令和3年3月に庁舎も含め各施設の用途変更、統合、廃止等の方向性を示した「みどり市公共施設個別施設計画」を策定しました。施設利用者の利便性向上及び施設の維持管理等に係るトータルコストの削減を図ります。

○来庁者等の利便性を向上させるため、令和2年度に大間々庁舎の駐車場について駐車区画の増設及び駐車場内のバリアフリー化を実施しました。

6. 広域連携の推進

○桐生市と緊密に連携し、各分野における政策を進めることで、行政の効率化及び市民サービスの向上を図り、両市の市民が享受するメリットを最大化することを目的に桐生・みどり未来創生会議を実施しています。

○地域の組織団体とみどり市が連携・協力し、各々が保有する人的・知的・物的資源等を提供し合うことで、お互いにメリットのある事業が可能となるため、包括連携協定を締結しています。

【包括連携団体数】平成29年度：5団体⇒令和3年度：9団体

○都市間交流事業では、本市への交通利便性の高い東武鉄道沿線に位置する都内自治体の住民を対象し、交流人口の増加や都市間交流を進めるきっかけとして、みどり市体験モニターツアーを実施しました。

■課題と今後の方向性

1. 適正な事務執行と効果的な行政運営の推進

○感染症拡大が原因の一つですが、施策・基本事業の成果指標がめざそう値を達成している割合の進捗が思わしくありません。事業中止ではなく事業目的の達成に向け手段を変更し、コロナ禍でもサービスの質を落とさない取組が必要です。

2. 職員の人材育成の推進

○職員の人材育成のさらなる推進のため、公平に職員を参加させることで、研修に参加する職員の割合を増加させ、市全体で意欲やスキルの向上ができるような仕組づくりが必要です。

3. 窓口サービスの向上

○マイナンバーカードの取得率は全国的に低い状況であり、取得に向けた周知・広報や、普及拡大に向けた出張申請支援、対応窓口の拡充の取組が必要です。

4. ICTによる情報の適切な管理と利活用

○DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、さらなる市民サービスの向上と行政事務の効率化を目指します。

5. 庁舎等の有効活用

○施設の維持管理については、施設が壊れてから直す「事後保全」から、故障が生じる前に設備機器等を修繕または交換していく「予防保全」にシフトしていきます。各庁舎とも老朽化が進んでいるため、限られた予算の中で個別施設計画に合わせて改修や改築を進めていく必要があります。

6. 広域連携の推進

○包括連携先と連携して、市民サービスの更なる向上の推進に取り組む必要があります。

[基本政策]	
8	自立した都市経営を実現する(行財政運営)
[施策]	
2	持続可能な財政運営
[施策のめざす姿]	
自立した財政が計画的・効率的に運営されます。	

●めざそう値の状況

施策	基本事業	成果指標名	単位	H28 現状値	H30	R01	R02	R03	R04	R04 目標値	目標 達成
02	—	実質赤字比率	%	健全	健全	健全	健全			健全	○
02	—	連結実質赤字比率	%	健全	健全	健全	健全			健全	○
02	—	実質公債費比率	%	4	3.8	3.7	3.7			7.5	○
02	—	将来負担比率	%	健全	健全	健全	健全			健全	○
02	01	市税の収納率	%	95.7	96.9	97	97.3			97	○
02	02	市債残高	百万円	13,920	14,020	14,418	15,847			16,783	○
02	02	基金残高	百万円	11,935	11,155	10,619	10,493			10,435	○

■施策の総合評価

【健全化判断比率】

○合併算定替えの縮減(平成28年度から令和2年度まで)による普通交付税の減少や、食育の推進と定住人口確保を目的とした給食費無料化(平成29年度～)の開始、また、市単独事業なども含めた行政サービスの継続性を確保し、限られた財源の中で各事業へ配分を行い、健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)のめざそう値を達成しています。

【市税の収納率】

○納税相談や適正な処分執行に継続的に取り組んできたことから、令和元年度で目標値を達成し、微増が続いています。

【市債残高】

○阿左美駅周辺整備事業及び新設小学校設置事業などの大規模公共事業が動き出し、普通建設事業費の増に伴い、財源となる市債の発行額も増加し、現状ではめざそう値を下回る市債残高を維持していますが、今後、かたくりの湯や西鹿田グリーンパーク、また、本格的に個別施設計画に伴う工事が着手されるため、目標値に注視した上で、健全な財政運営を図っていく必要があります。

【基金残高】

○合併算定替えによる普通交付税の減少などに加え、社会保障費の増加や近年における大規模公共事業の実施などにより、財政調整基金及び義務教育施設整備基金の取崩しを行っているものの、現状ではめざそう値を若干上回る基金残高を確保しています。

今後は、個別施設計画や新市建設計画に位置付ける事業などへの投資を積極的に行い、着実に推進していくため、継続的に投資経費を生み出す必要があります。

■主な取組

1. 財源の確保

○地方税法等における課税根拠に基づき、法令を遵守し、適正に賦課を行いました。

①役所へ足を運ばずに自宅にいながら市県民税申告ができるよう、簡易的な申告を行う人専用の申告書記載例を作成し申告者へ送付することで、申告が行いやすい環境を整えました。

②固定資産税を正しく課税するために、阿左美駅周辺整備状況や新しい道路の設置による土地利用の状況変化を把握するための調査を行いました。また、償却資産における未申告資産等について、償却資産申告者に資料提出の協力をいただきながら調査を行いました。

○税收確保及び税負担の公平性に鑑み、納付が滞った納税者に対して早期に文書催告や電話催告を実施して自主納付を促したり、夜間納税相談窓口の開設や夜間電話催告、日曜臨戸訪問など、納税相談や収納事務を継続して取り組んできたことにより、市税の収納率は微増が続いています。

○納税者の利便性向上のため、自宅にいながら24時間「いつでも、どこでも」納付が可能な「スマートフォン決済アプリを活用したキャッシュレス納付」を、令和3年4月から利用開始しました。

2. 計画的な財政運営

○大規模公共事業などの主要施策への取組も始まり、基金残高を維持できるよう、取崩し額を抑えていくことや、依然として高い経常収支比率の回復に向けて、令和3年度当初予算編成では、枠配分予算に対し、一律シーリングを初めて実施し、令和4年度当初予算編成においても、投資事業の積極的な推進のため、継続してシーリングを行いました。

※経常収支比率・・・(H30年度) 100.9%、(R1年度) 99.4%、(R2年度) 96.8%、(R3年度見込値) 98.9%

※将来的な目標値・・・95.0%

○基金管理については、主に大口定期預金により効率的な運用を行いました。

99. 施策の総合推進

○統一的な基準による財務諸表(平成28年度決算分～)の作成及び公表を平成29年度から行っています。

■課題と今後の方向性

1. 財源の確保

○適正に賦課・徴収を行うため、地方税法等法令を正しく理解し、税制改正を適正に反映させた賦課を行うことで納税者の理解をいただくとともに、納税しやすい環境を整え税收確保を図ります。

○市税における課税客体の把握を継続して行うことで、公正・公平を保った賦課を行い、期限内納付の推進や着実な滞納整理を図り税收確保に努めます。

○業務の効率化や維持管理費の削減を図るため、令和7年度末までに全国の自治体で統一した基幹税務システムの標準化が予定されています。国から示される仕様書に適合したシステムを遅滞なく導入し、システム更改によるデータ移行を確実にし、賦課業務が滞りなく遂行するよう、導入準備等取り組んでいく必要があります。

○地方税の電子化を推進するため、eLTAXを利用した各種申告や通知等の電子送受信や、地方税共通納税システムの利用や電子納付に係る納付手段の拡大となるよう、遅滞なく対応していく必要があります。

・R5年1月～ 「軽JNKS」導入

・R6年度～ 「個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)」の電子的な送信・受信

・R5年度～ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大 ※固定資産税・軽自動車税(種別割)

2. 計画的な財政運営

○合併特例事業債の発行期限が令和7年度までであることから、新市建設計画に盛り込まれた事業を着実に履行していく必要があります。

○財政調整基金が減少傾向にあり、今後、大規模公共事業へ投資していくため、地方債現在高が増加傾向になることから、事業の計画内容や効果、熟度などを踏まえて、事業実施の優先順位と事業費の平準化を図り、地方債の活用方法にあたっては、交付税措置のある市債を前提に、指標数値に注視し、借入額や償還年度に配慮した計画的な市債発行を行っていく必要があります。

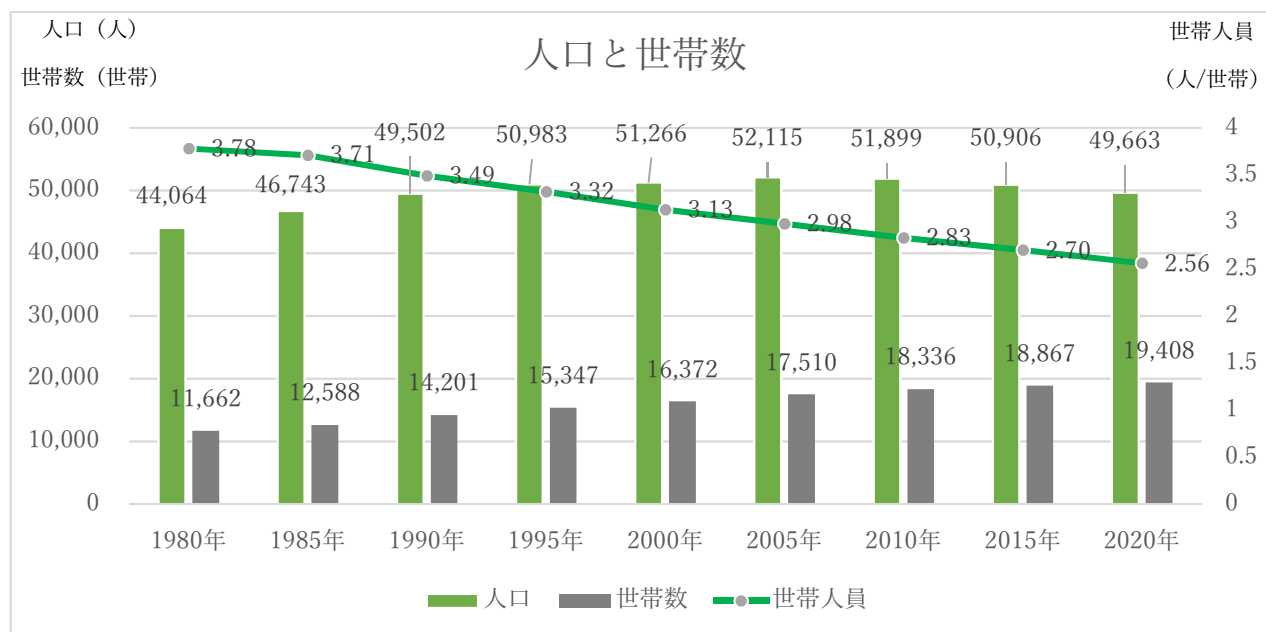
○大規模公共事業の実施などによる基金残高の減少や市場金利の低下に伴い、基金の運用収入については、平成28年度から減少が続いていますが、引き続き運用にあたっては、安全性を第一に資金の効率的な管理・運用を行っていきます。

【参考データ】

みどり市の人口概要

1. 人口・世帯の推移（国勢調査人口）

みどり市の人口は2005年（平成17年）まで増加傾向にありましたが、2010年（平成22年）以降は減少に転じています。世帯数は年々増加しているものの、1世帯当たりの人員は減少し、核家族化、単身世帯化が進んでいます。



〈出典〉国勢調査（総務省統計局）

（注記）2020年（令和2年）は速報値

2. 地区別人口推移（住民基本台帳人口）

2011年（平成23年）3月末から2021年（令和3年）3月末までの地区別の人口を比較すると、笠懸地区では増加が続いている一方で、大間々、東の両地区では減少が続いています。

特に東地区では10年間で3割以上の人口減少が生じています。

●地区別人口動態（住民基本台帳）

	2011年	2016年	2021年	10年間の比較
笠懸地区	29,349人	29,987人	29,995人	+646人
大間々地区	20,721人	19,589人	18,222人	▲2,499人
東地区	2,672人	2,197人	1,792人	▲880人
合計	52,742人	51,773人	50,009人	▲2,733人

●地区別世帯数動態（住民基本台帳）

	2011年	2016年	2021年	10年間の比較
笠懸地区	10,227世帯	11,154世帯	12,131世帯	+1,904世帯
大間々地区	7,889世帯	8,032世帯	8,064世帯	▲175世帯
東地区	1,033世帯	952世帯	885世帯	▲148世帯
合計	19,149世帯	20,138世帯	21,080世帯	+1,931世帯

1世帯あたりの人数は各地区ともに減少しています。少子化や核家族化、単身世帯化などが各地区で進んでいるものと考えられます。

●1世帯あたりの人数（住民基本台帳）

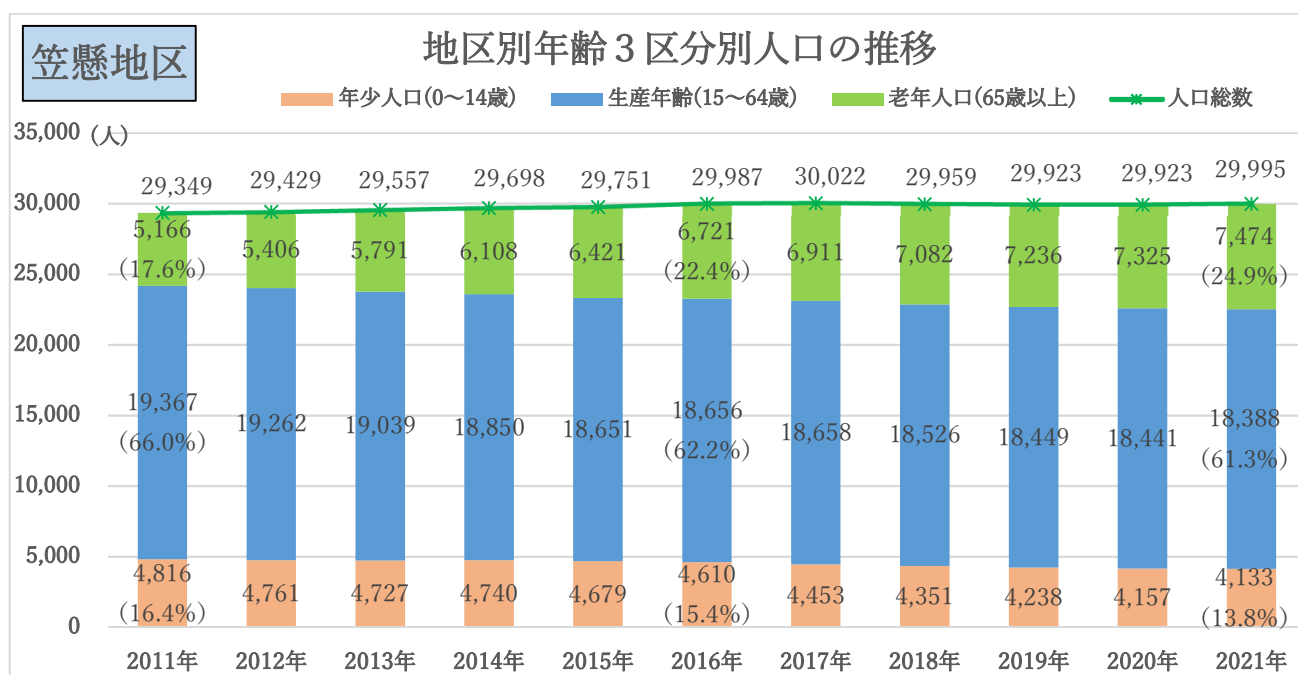
	2011年		2016年		2021年		10年間の比較
笠懸地区	2.87人／世帯		2.69人／世帯		2.47人／世帯		▲0.40人／世帯
大間々地区	2.63人／世帯		2.44人／世帯		2.26人／世帯		▲0.37人／世帯
東地区	2.59人／世帯		2.31人／世帯		2.02人／世帯		▲0.57人／世帯
合計	2.75人／世帯		2.57人／世帯		2.37人／世帯		▲0.38人／世帯

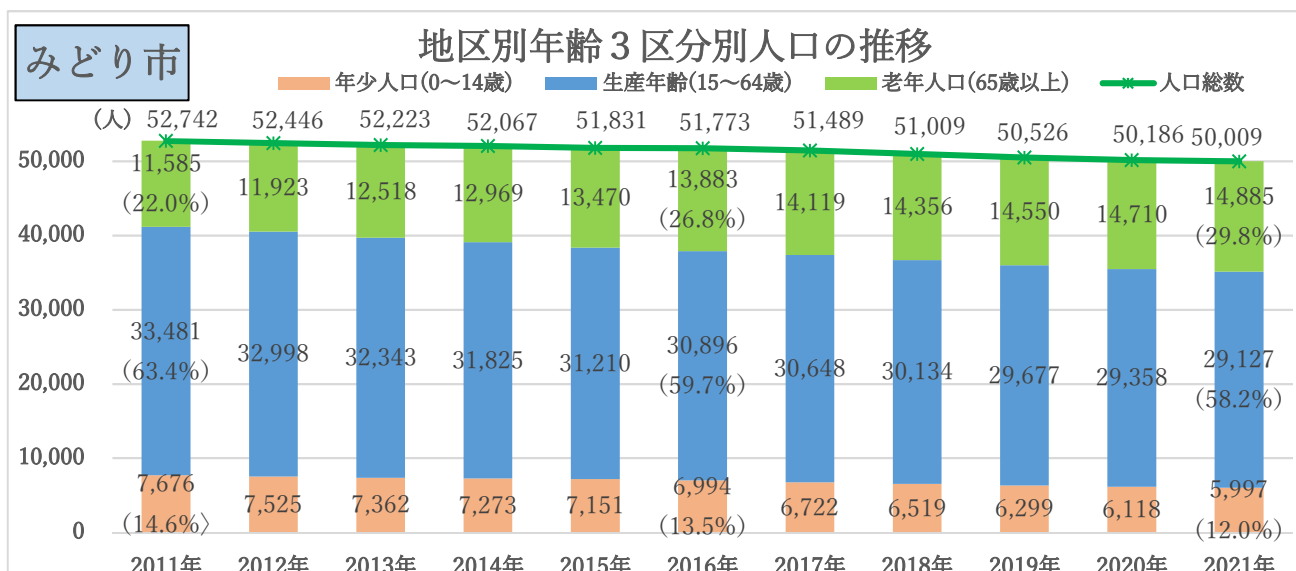
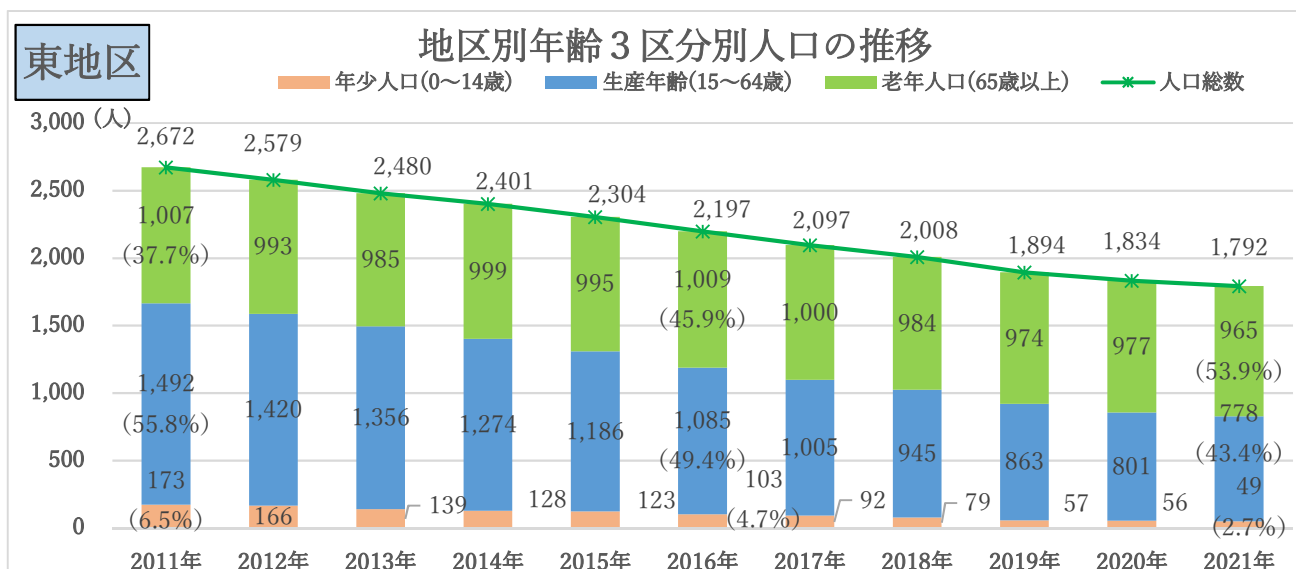
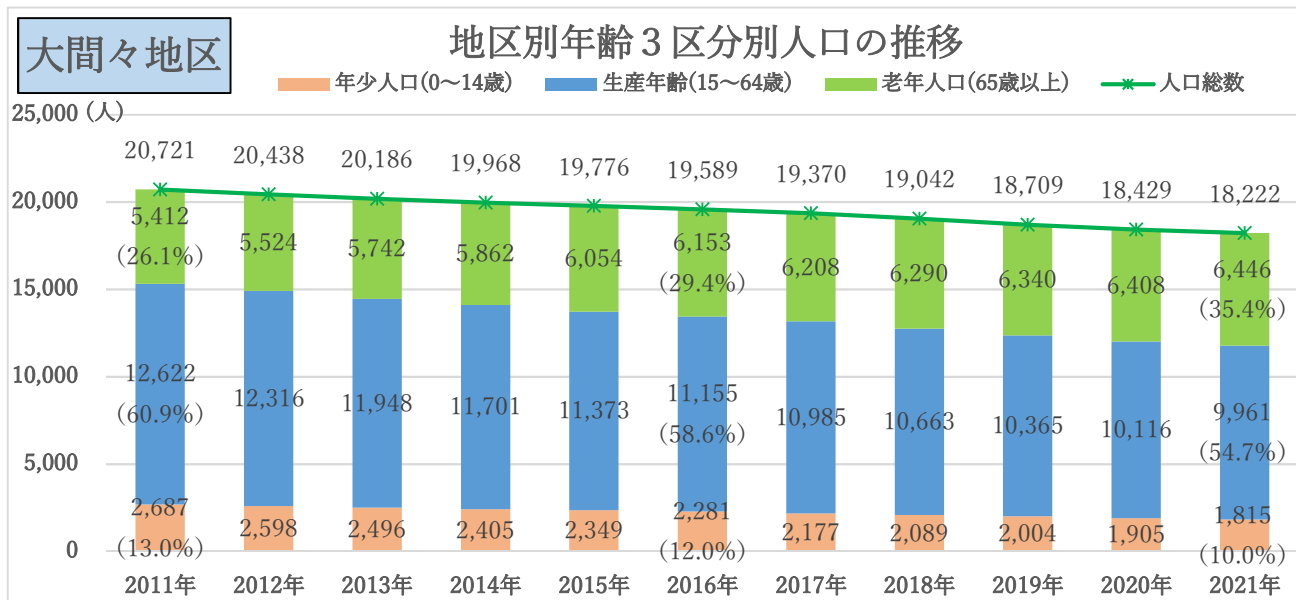
【注記】2020年（令和2年）国勢調査における旧町村別の人口・世帯数が未公表のため、住民基本台帳における各年3月末の人数を示しています。以下同様。

3. 年齢構成の変化（住民基本台帳人口）

人口構成比では、全国と同様の傾向にあり、各地区で年少人口の割合が減少し、高齢人口が増加しています。特に東地区の年齢構成の変化が著しく、年少人口が2011年（平成23年）の173人から2021年（令和3年）の49人へ、生産年齢人口が2011年（平成23年）の1,492人から2021年（令和3年）の778人へと大幅に減少したことで、高齢人口割合が5割を超えております。

	人口増加率 2011年→2021年	高齢化率 2021年現在	年少人口割合 2021年現在
笠懸地区	+ 2.20%	24.9%	13.8%
大間々地区	▲12.06%	35.4%	10.0%
東地区	▲32.93%	53.9%	2.7%
市全体	▲ 5.18%	29.8%	11.99%





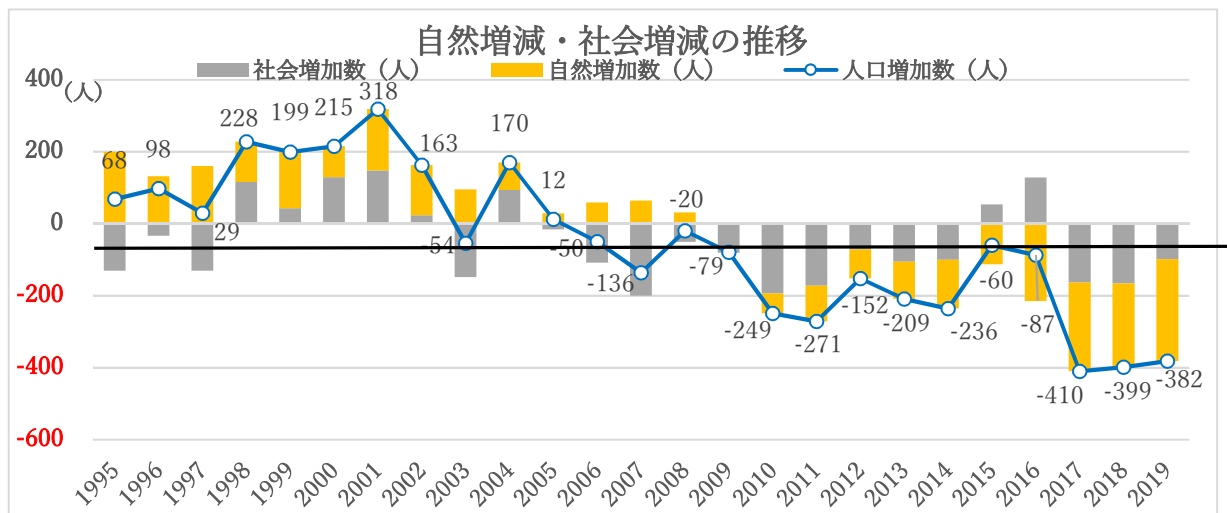
【注記】 各年3月末の住民基本台帳人口

端数処理により構成割合は100%にならない場合があります。

4. 人口動態

1995年（平成7年）以降の人口動態をみると、2004年（平成16年）までは転入数が転出数を上回る社会増、出生数が死亡数を上回る自然増で推移する年が多かったことが分かります。しかし、2006年（平成18年）からは自然増を上回る社会減が続き、2015年（平成27年）、2016年（平成28年）は社会増に一時転じたものの、以降は社会減に転じ、2010年（平成22年）以降の自然減も加わり近年の人口減少につながっています。

なお、地域経済分析システムから、2001年（平成13年）以降、出生数が低下しており、これが自然減の要因の一つとかがえます。



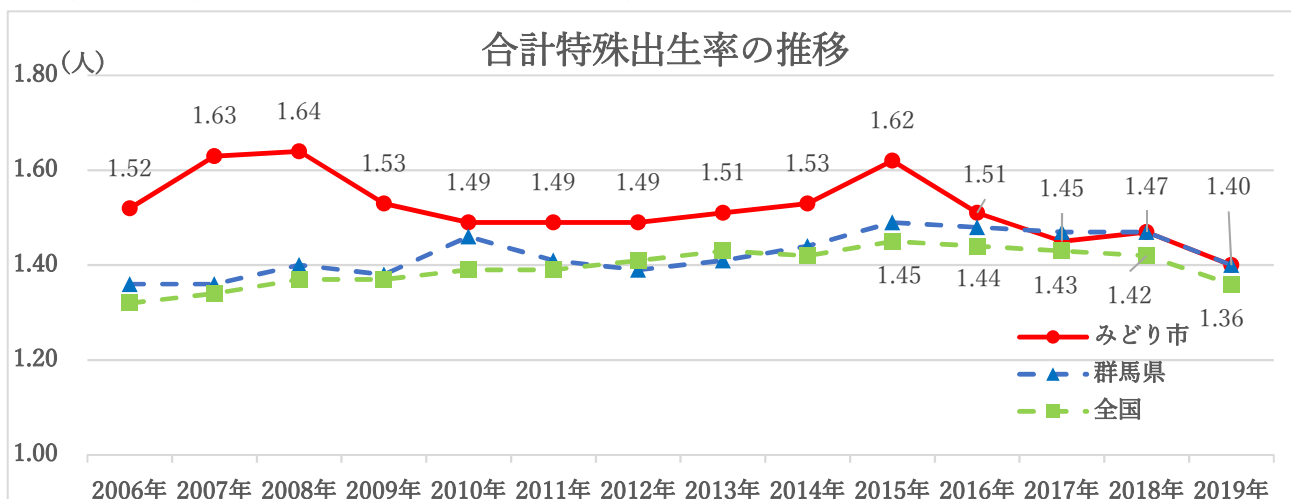
〈出典〉地域経済分析システム（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部）

※住民基本台帳人口（各年1月1日から12月31日まで）人口動態

合計特殊出生率の推移をみると、本市は全国値や群馬県値に比べ高い合計特殊出生率で推移していましたが、2016年（平成28年）から急激に低下し、2019年（令和元年）には群馬県値と同数1.40という結果となっています。

また、全国、群馬県はともに、2006年（平成18年）から合計特殊出生率は上向き傾向にありましたが、2015年（平成27年）を境に徐々に低下しています。

※合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

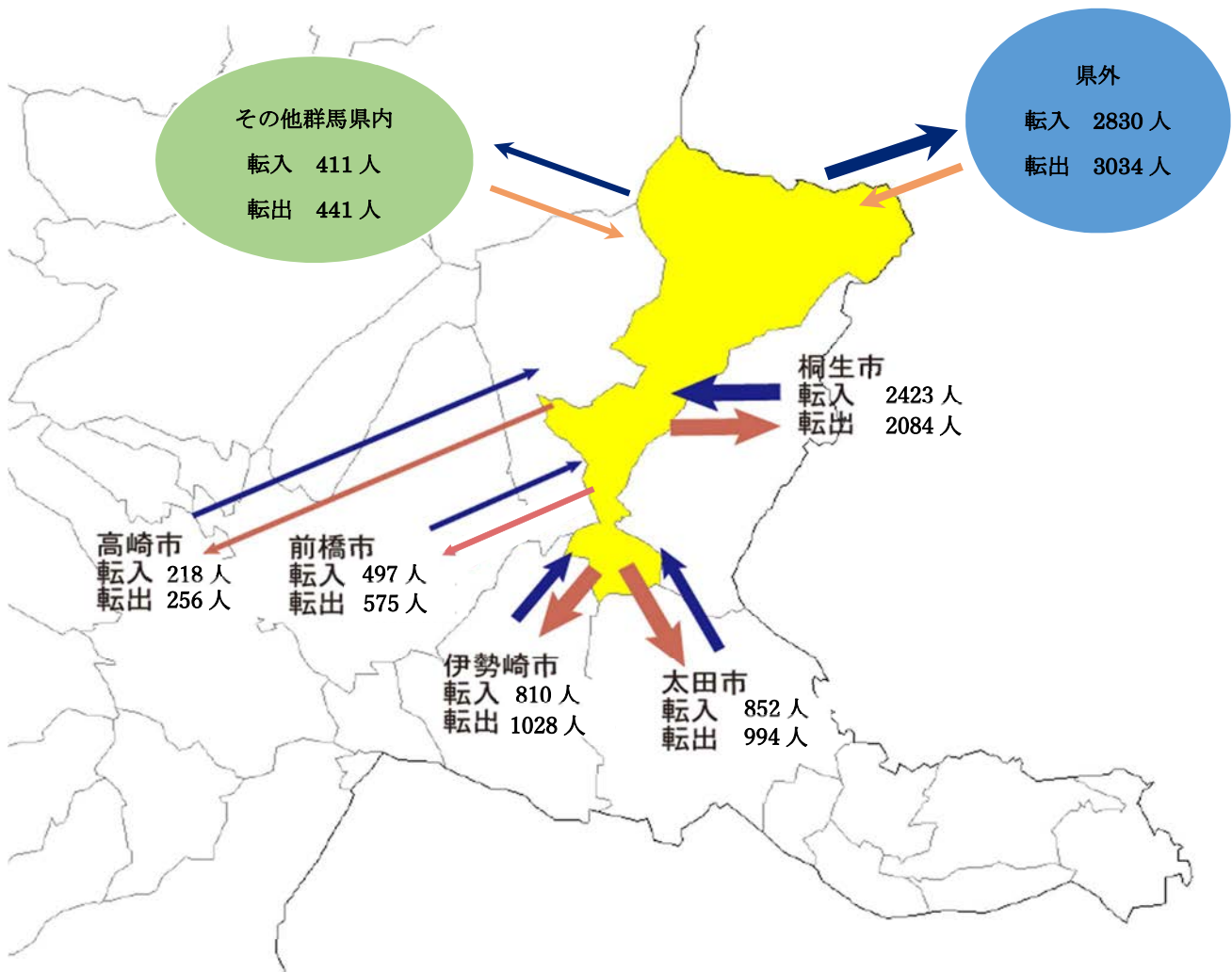


〈出典〉群馬県人口動態調査

5. 転入転出動向

みどり市の2016年（平成28年）から2020年（令和2年）までの5年間の人口移動は、転入転出ともに県内が約7割、県外が約3割となっています。県内の移動では、桐生市、太田市、伊勢崎市、前橋市、高崎市との間の移動が多くなっています。

県内市町村間移動者数（2016年～2020年）5年間の累計



	転入数						転出数						社会増減数 (5年累計)
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	5年累計	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	5年累計	
桐生市	541	477	465	491	449	2,423	444	431	380	442	387	2,084	339
太田市	181	177	167	145	182	852	208	199	225	194	168	994	-142
伊勢崎市	174	179	153	144	160	810	206	206	212	197	207	1,028	-218
前橋市	103	97	104	106	87	497	109	105	156	122	83	575	-78
高崎市	41	31	44	51	51	218	52	62	61	49	32	256	-38
その他群馬県内	89	84	86	79	73	411	83	96	84	79	99	441	-30
県内（合計）	1,129	1,045	1,019	1,016	1,002	5,211	1,102	1,099	1,118	1,083	976	5,378	-167
県外（合計）	528	541	564	561	636	2,830	572	606	646	652	558	3,034	-204
合計	1,657	1,586	1,583	1,577	1,638	8,041	1,674	1,705	1,764	1,735	1,534	8,412	-371

〈出典〉群馬県移動人口調査

